



発行 新潟県
号外 1
平成25年5月28日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 756 新潟海区における漁業権の免許の内容となるべき事項(水産課)
- 757 佐渡海区における漁業権の免許の内容となるべき事項(水産課)

告 示

◎新潟県告示第756号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、新潟海区における漁業権の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成25年5月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

第1 漁業権の免許の内容となる事項及び関係地区(共同漁業権) 地元地区(区画漁業権、定置漁業権)

1 漁業権の種類 共同漁業権		
◎漁業権公示番号	新共第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
漁場の区域	粟島浦村(粟島)最大高潮時海岸線から距岸2,700メートルの線と鯖礁を中心とする半径1,800メートルの線及び八の下礁を中心とする半径1,500メートルの線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えご漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
	あかもく漁業	
	うみそうめん漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	いか、たなご小型定置漁業	2月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶりさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	たらさし網漁業	1月1日から4月30日まで
(3) 関係地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新共第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶴泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保地先	
点の位置	基点 1 新潟県漁場基点第1号(山形県と新潟県との境界) 基点 2 新潟県漁場基点第2号(村上市府屋と碁石との境界) 基点 3 新潟県漁場基点第4号(村上市今川と板貝との境界) 基点 4 新潟県漁場基点第5号(村上市浜新保と馬下との境界) い 1 から 227度23分31秒 490.5メートルの点 ろ いから 275度47分58秒 2,430メートルの点 は ろから 185度47分58秒 1,000メートルの点 に はから 275度47分58秒 1,400メートルの点 ほ 2 から 303度00分 4,000メートルの点 へ 2 から 303度00分 1,800メートルの点 と 3 から 287度00分 1,800メートルの点 ち 4 から 282度00分 1,800メートルの点	
漁場の区域	1・い、い・ろ、ろ・は、は・に、に・ほ、ほ・へ、へ・と、と・ち、ち・4の9線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
	あおさ漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	にしがい漁業	
	なまこ漁業	
	うに漁業	
	うみそうめん漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	あじ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	こうなご小型定置漁業	3月1日から10月31日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
ひらめさし網漁業		
(3) 関係地区		
村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶴泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保		

(4) 制限又は条件
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網5ケ統以内及び2階網2ケ統以内とする。
②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ケ統以内及び2階網6ケ統以内とする。
③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
④村上市勝木地内勝木川河口中央より半径700メートルの区域内における第2種共同漁業さけ小型定置漁業は操業してはならない。

◎漁業権公示番号	新共第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市馬下、早川、吉浦、柏尾、間島、野潟、大月及び岩ヶ崎地先	
点の位置	基点 4 新潟県漁場基点第5号(村上市浜新保と馬下との境界) 基点 5 新潟県漁場基点第6号(村上市岩ヶ崎と瀬波との境界) ち 4から 282度00分 1,800メートルの点 り 5から 241度00分 1,800メートルの点	
漁場の区域	4・ち、ち・り、り・5の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	もづく漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あおさ漁業	
第2種共同漁業	なまこ漁業	
	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	さけさし網漁業	9月1日から12月31日まで
	ますさし網漁業	2月1日から6月30日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、めばるさし網漁業	
ひらめさし網漁業		
(3) 関係地区		
村上市馬下、早川、吉浦、柏尾、間島、野潟、大月及び岩ヶ崎		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階3ケ統以内とする。		
②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階3ケ統以内とする。		
③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階3ケ統以内とする。		
④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市岩船港町、瀬波温泉3丁目、岩船北浜町、瀬波浜町、瀬波新田町、松波町、瀬波温泉1丁目、瀬波温泉2丁目及び塩谷地先	
点の位置	基点 5 新潟県漁場基点第6号(村上市岩ヶ崎と瀬波との境界) 基点 6 新潟県漁場基点第7号(村上市瀬波と岩船との境界) 基点 7 新潟県漁場基点第9号(村上市と胎内市との境界) り 5から 241度00分 1,800メートルの点 ぬ 6から 298度00分 1,800メートルの点 る 7から 301度00分 1,800メートルの点	
漁場の区域	5・り、り・ぬ、ぬ・る、る・7の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	もずく漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	いがい漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	さけさし網漁業	9月1日から10月31日まで
	ますさし網漁業	2月1日から6月30日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	かれい、めばるさし網漁業	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
村上市岩船上大町、岩船上町、岩船新田町、岩船縦新町、岩船中新町、岩船横新町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船地蔵町、岩船港町、岩船下大町、八日市、岩船三日市、岩船北浜町、瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波新田町、学校町、浜新田及び塩谷		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	胎内市地先	
点の位置	基点 7 新潟県漁場基点第9号(村上市と胎内市との境界) 基点 8 新潟県漁場基点第11号(胎内市荒井浜と笹口浜との境界) 基点 9 新潟県漁場基点第13号(胎内市と新発田市との境界) る 7から 301度00分 1,800メートルの点 を 8から 303度30分 3,600メートルの点 わ 9から 317度00分 3,600メートルの点	
漁場の区域	7・る、る・を、を・わ、わ・9の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
ひらめさし網漁業		
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
胎内市桃崎浜、荒井浜、笹口浜、中村浜及び村松浜		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網2ヶ続以内とする。		

◎漁業権公示番号	新共第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新発田市地先	
点の位置	基点 9 新潟県漁場基点第13号 (胎内市と新発田市との境界) 基点 10 新潟県漁場基点第14号 (新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界) わ 9から 317度00分 3,600メートルの点 か 10から 317度00分 3,600メートルの点	
漁場の区域	9・わ、わ・か、か・10の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新発田市藤塚浜		

◎漁業権公示番号	新共第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	北蒲原郡聖籠町大字次第浜、大字亀塚及び大字網代浜地先	
点の位置	基点 10 新潟県漁場基点第14号（新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界） 基点 11 新潟県漁場基点第14号の1（北蒲原郡聖籠町大字網代浜） か 10から 317度00分 3,600メートルの点 よ 11から 326度00分 3,600メートルの点	
漁場の区域	10・か、か・よ、よ・11の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	あわび漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	
	きすさし網漁業	
	かにさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	
	いなだ、このしろさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
北蒲原郡聖籠町大字次第浜、大字亀塚、大字網代浜、大字蓮野、大字蓮潟、大字大夫及び大字二本松		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ヶ統とする。		

◎漁業権公示番号	新共第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜8丁目及び松浜みなと地先	
点の位置	基点 12 新潟県漁場基点第18号(新潟市北区太郎代と島見町との境界) 基点 13 新潟県漁場基点第21号(新潟市北区松浜町(古水戸)) た 12から 336度00分 3,600メートルの点 れ 13から 346度00分 3,600メートルの点	
漁場の区域	12・た、た・れ、れ・13の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり(こたまがい)漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
ひらめさし網漁業		
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市北区島見町、太夫浜、太夫浜新町1丁目、太夫浜新町2丁目、松浜町、松浜1丁目、松浜2丁目、松浜3丁目、松浜4丁目、松浜5丁目、松浜6丁目、松浜7丁目、松浜本町1丁目、松浜本町2丁目、松浜本町3丁目、松浜本町4丁目、松浜8丁目、松浜みなと、松浜東町、松浜新町、新元島町、三軒屋町、東区根室新町、下山2丁目及び太平		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網2ケ統以内とする。		
②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市東区船江町1丁目、平和町、臨港町3丁目、臨港町2丁目、臨海町、中央区入船町4丁目、海辺町2番町、船見町2丁目、雲雀町、西船見町、関屋及び西区青山地先	
点の位置	基点 13 新潟県漁場基点第21号(新潟市北区松浜町(古水戸)) 基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) れ 13から 346度00分 3,600メートルの点 そ 14から 323度00分 6,000メートルの点	
漁場の区域	13・れ、れ・そ、そ・14の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	かき漁業	
	あさり(こたまがい)漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かにさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
新潟市。ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ③新潟港第2西防波堤灯台を中心として半径4,000メートルの区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。		

◎漁業権公示番号	新共第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区青山の一部、上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町及び内野上新町地先	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号（新潟市西区青山） 基点 15 新潟県漁場基点第24号（新潟市西区内野上新町と四ツ郷屋との境界） そ 14から 323度00分 6,000メートルの点 つ 15から 322度30分 6,000メートルの点	
漁場の区域	14・そ、そ・つ、つ・15の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり（こたまがい）漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	きすさし網漁業	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町		

◎漁業権公示番号	新共第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区四ッ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜地先	
点の位置	基点 15 新潟県漁場基点第24号 (新潟市西区内野上新町と四ッ郷屋との境界) 基点 16 新潟県漁場基点第25号 (新潟市西蒲区越前浜と角田浜との境界) 基点 17 新潟県漁場基点第27号 (新潟市西蒲区角海浜と間瀬との境界) つ 15から 322度30分 6,000メートルの点 ね 16から 299度30分 6,000メートルの点 な 17から 289度34分 6,000メートルの点	
漁場の区域	15・つ、つ・ね、ね・な、な・17の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	
	あさり(こたまがい)漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	1月1日から11月30日まで
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区四ッ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜		

◎漁業権公示番号	新共第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区間瀬地先	
点の位置	基点 17 新潟県漁場基点第27号 (新潟市西蒲区角海浜と間瀬との境界) 基点 18 新潟県漁場基点第28号 (新潟市と長岡市との境界) な 17から 289度34分 6,000メートルの点 ら むから 289度34分 3,600メートルの点 む うから 18度00分 1,500メートルの点 う 18から 289度34分 2,500メートルの点	
漁場の区域	17・な、な・ら、ら・む、む・う、う・18の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	
	あさり(こたまがい)漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くろだいさし網漁業	
	ぼらさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
ひらめさし網漁業		
(3) 関係地区		
新潟市西蒲区間瀬		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市地先	
点の位置	基点 18 新潟県漁場基点第28号 (新潟市と長岡市との境界) 基点 19 新潟県漁場基点第29号 (長岡市と三島郡出雲崎町との境界) う 18から 289度34分 2,500メートルの点 む うから 198度00分 1,500メートルの点 の むから 289度34分 3,500メートルの点 のノ1 のから 201度30分 5,800メートルの点 のノ2 のノ1から 120度00分 1,000メートルの点 のノ3 のノ2から 201度30分 5,800メートルの点 のノ4 のノ3から 120度00分 1,000メートルの点 お 19から 300度34分 4,100メートルの点	
漁場の区域	18・う、う・む、む・の、の・のノ1、のノ1・のノ2、のノ2・のノ3、のノ3・のノ4、のノ4・お、お・19の9線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	もずく漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	あさり(こたまがい)漁業	
	たこ漁業	
	あわび漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	さけさし網漁業	9月1日から12月31日まで
	さわらさし網漁業	2月1日から6月30日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
ひらめさし網漁業		
第3種共同漁業	あじ、さば、いなだ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ヶ曾根		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網3ケ統以内とする。		
②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を2階網3ケ統以内とする。		
③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網2ケ統以内とする。		
④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字久田地先	
点の位置	基点 19 新潟県漁場基点第29号 (長岡市と三島郡出雲崎町との境界) 基点 20 新潟県漁場基点第30号 (三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界) く 19から 300度34分 4,500メートルの点 や 20から 294度34分 4,500メートルの点	
漁場の区域	19・く、く・や、や・20の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	もづく漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	わかめ漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	あおさ漁業	
なまこ漁業		
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	かますさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	かます、あじ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
ひらめさし網漁業		
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田、寺泊敦ヶ曾根、三島郡出雲崎町及び柏崎市西山町石地		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統とする。		
②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網1ケ統とする。		
③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字井鼻、大字木折町、大字鳴滝町、大字羽黒町、大字石井町、大字住吉町、大字尼瀬、大字勝見、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊地先	
点の位置	基点 20 新潟県漁場基点第30号（三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界） 基点 21 新潟県漁場基点第32号（柏崎市大字大湊字浜岸） ま 20から 294度34分 6,000メートルの点 け 21から 295度00分 6,000メートルの点	
漁場の区域	20・ま、ま・け、け・21の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	わかめ漁業	
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あさり（こたまがい）漁業	
	あおさ漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	かます、あじ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統以内とする。		
②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ケ統以内とする。		
③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市(ただし、西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊を除く。)、上越市柿崎区竹鼻地先	
点の位置	基点 21 新潟県漁場基点第32号(柏崎市大字大湊字浜岸) 基点 23 新潟県漁場基点第34号(上越市柿崎区竹鼻と柿崎との境界) け 21から 295度00分 6,000メートルの点 ふ 23から 324度28分 6,500メートルの点	
漁場の区域	21・け、け・ふ、ふ・23の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 柏崎港東防波堤北側先端 イ アより 322度30分 120メートルの点 ウ アより 306度00分 33メートルの点 エ イより 32度00分 244メートルの点 オ ウより 7度30分 300メートルの点 カ エより 94度30分 40メートルの点 キ オより 150度00分 750メートルの点 ク カより 99度00分の線と最大高潮時海岸線との交わる点	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えご漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あさり(こたまがい)漁業	
第2種共同漁業	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
たい、めばるさし網漁業		
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市柿崎区(ただし、竹鼻を除く。)地先	
点の位置	基点 23 新潟県漁場基点 第34号(上越市柿崎区竹鼻と柿崎との境界) 基点 24 新潟県漁場基点 第35号(上越市柿崎区と大潟区との境界) ふ 23から 324度28分 6,500メートルの点 こ 24から 324度26分 6,500メートルの点	
漁場の区域	23・ふ、ふ・こ、こ・24の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	たこ漁業	
	さざえ漁業	
	かき漁業	
第2種共同漁業	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	
第3種共同漁業	いわし、きす地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市柿崎区		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市大潟区地先	
点の位置	基点 24 新潟県漁場基点第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) 基点 25 新潟県漁場基点第36号 (上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界) こ 24から 324度26分 6,500メートルの点 え 25から 331度06分 6,500メートルの点	
漁場の区域	24・こ、こ・え、え・25の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり (こたまがい) 漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	かき漁業	
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	
	かわい、うしのしたさし網漁業	
ひらめさし網漁業		
第3種共同漁業	いわし、きす地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市大潟区雁子浜、九戸浜、潟町、四ツ屋浜、土底浜、下小船津浜、上小船津浜、渋柿浜及び犀潟		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市(ただし、柿崎区、大潟区及び名立区を除く。)地先	
点の位置	基点 25 新潟県漁場基点第36号(上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界) 基点 26 新潟県漁場基点第37号(上越市大字虫生岩戸) 基点 27 新潟県漁場基点第38号(上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界) え 25から 331度06分 6,500メートルの点 て 26から 338度00分 6,500メートルの点 あ 26から 338度00分 1,500メートルの点 さ 27から 324度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	25・え、え・て、て・あ、あ・さ、さ・27の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	わかめ漁業	
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	かき漁業	
たこ漁業		
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	たい、めばるさし網漁業	
	きすさし網漁業	
	ぶりさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	かいい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
ひらめさし網漁業		
(3) 関係地区		
上越市大字西ヶ窪浜、大字夷浜、大字遊光寺浜、大字上荒浜、大字下荒浜、大字黒井、港町1丁目、港町2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、五智2丁目、五智3丁目、五智4丁目、五智5丁目、五智6丁目、大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦及び大字茶屋ヶ原		
(4) 制限又は条件		
①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を2階網1ヶ統とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ③直江津港港湾区域及び直江津港導流堤灯台から321度2,200メートルの点を中心とする半径700メートルの検査錨地の区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。		

◎漁業権公示番号	新共第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市の1部及び上越市の1部沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号 (柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) 基点 23の1 新潟県漁場基点第34号の1 (柏崎市と上越市柿崎区の境界) 基点 24 新潟県漁場基点第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) 基点 25 新潟県漁場基点第36号 (上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界) 基点 26 新潟県漁場基点第37号 (上越市大字虫生岩戸) き 22から 323度00分 7,000メートルの点 ゆ 22から 323度00分 11,000メートルの点 ふ 23の1から 324度28分 6,500メートルの点 こ 24から 324度26分 6,500メートルの点 え 25から 331度06分 6,500メートルの点 て 26から 338度00分 6,500メートルの点 め 26から 338度00分 12,000メートルの点	
漁場の区域	き・ゆ、ゆ・め、め・て、て・え、え・こ、こ・ふ、ふ・きの7線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
柏崎市及び上越市(ただし、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区及び名立区を除く。)		

◎漁業権公示番号		新共第21号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦及び大字茶屋ヶ原沖合	
点の位置	基点 26 新潟県漁場基点第37号（上越市大字虫生岩戸） 基点 27 新潟県漁場基点第38号（上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界） あ 26から 338度00分 1,500メートルの点 み 26から 338度00分 23,000メートルの点 し 27から 329度40分 12,000メートルの点 さ 27から 324度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	あ・み、み・し、し・さ、さ・あの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぶりさし網漁業	
(3) 関係地区		
上越市大字西ヶ窪浜、大字夷浜、大字遊光寺浜、大字上荒浜、大字下荒浜、大字黒井、港町1丁目、港町2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、五智2丁目、五智3丁目、五智4丁目、五智5丁目、五智6丁目、大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦、大字茶屋ヶ原、上越市名立区名立小泊、名立大町、糸魚川市大字徳合及び大字筒石		

◎漁業権公示番号		新共第22号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市名立区地先	
点の位置	基点 27 新潟県漁場基点第38号（上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界） 基点 28 新潟県漁場基点第40号（上越市と糸魚川市との境界） さ 27から 324度28分 1,500メートルの点 ひ 28から 324度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	27・さ、さ・ひ、ひ・28の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えご漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市名立区名立小泊及び名立大町		

◎漁業権公示番号	新共第23号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字徳合及び大字筒石地先	
点の位置	基点 28 新潟県漁場基点第40号 (上越市と糸魚川市との境界) 基点 29 新潟県漁場基点第41号 (糸魚川市大字筒石と大字藤崎との境界) ひ 28から 324度28分 1,500メートルの点 も 29から 324度28分 2,320メートルの点	
漁場の区域	28・ひ、ひ・も、も・29の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	わかめ漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	あかもく漁業	
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
糸魚川市大字徳合及び大字筒石		

◎漁業権公示番号	新共第24号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字藤崎、大字百川、大字能生小泊、大字能生、大字木浦、大字鬼舞及び大字鬼伏地先	
点の位置	基点 29 新潟県漁場基点第41号 (糸魚川市大字筒石と大字藤崎との境界) 基点 30 新潟県漁場基点第44号 (糸魚川市大字能生と大字木浦との境界) 基点 31 新潟県漁場基点第45号 (糸魚川市大字木浦と大字鬼舞との境界) 基点 32 新潟県漁場基点第46号 (糸魚川市大字鬼伏と大字間脇との境界) も 29から 324度28分 2,320メートルの点 せ 30から 329度28分 1,500メートルの点 せの1 30から 294度30分 1,800メートルの点 すの1 30から 307度30分 2,700メートルの点 す 30から 329度28分 2,500メートルの点 い 30から 323度10分 5,450メートルの点 ろ 32から 334度42分 6,500メートルの点 は 31から 272度00分 1,500メートルの点 に 32から 324度28分 1,000メートルの点	
漁場の区域	29・も、も・せ、せ・せの1、せの1・すの1、すの1・す、す・い、い・ろ、ろ・は、は・に、に・32の10線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えご漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かにさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
糸魚川市大字藤崎、大字百川、大字能生小泊、大字能生、大字木浦、大字鬼舞及び大字鬼伏		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第25号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字間脇、大字中浜及び大字中宿地先	
点の位置	基点 31 新潟県漁場基点第45号 (糸魚川市大字木浦と大字鬼舞との境界) 基点 32 新潟県漁場基点第46号 (糸魚川市大字鬼伏と大字間脇との境界) 基点 33 新潟県漁場基点第47号 (糸魚川市大字中宿と大梶屋敷との境界) に 32から 324度28分 1,000メートルの点 は 31から 272度00分 1,500メートルの点 ろ 32から 334度42分 6,500メートルの点 へ 33から 337度40分 7,000メートルの点 ほ 33から 321度00分 1,350メートルの点	
漁場の区域	32・に、に・は、は・ろ、ろ・へ、へ・ほ、ほ・33の6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	もづく漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あわび漁業	
第2種共同漁業	めばる、たらさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	さばさし網漁業	
	たちうおさし網漁業	6月1日から11月30日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	
ひらめさし網漁業		
(3) 関係地区		
糸魚川市大字間脇、大字中浜及び大字中宿		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第26号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字梶屋敷、大字田伏、大字大和川、大字竹ヶ花、押上1丁目、押上2丁目、寺町1丁目、寺町2丁目、寺町3丁目、寺町4丁目、寺町5丁目、大字大町、本町、横町1丁目及び大字寺島地先	
点の位置	基点 33 新潟県漁場基点第47号 (糸魚川市大字中宿と大字梶屋敷との境界) 基点 35 新潟県漁場基点第49号 (糸魚川市大字寺島と大字須沢との境界) ほ 33から 321度00分 1,350メートルの点 へ 33から 337度40分 7,000メートルの点 る 35から 332度00分 5,000メートルの点	
漁場の区域	33・ほ、ほ・へ、へ・る、る・35、の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	もずく漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
糸魚川市大字梶屋敷、大字田伏、大字大和川、大字竹ヶ花、押上1丁目、押上2丁目、寺町1丁目、寺町2丁目、寺町3丁目、寺町4丁目、寺町5丁目、大字大町、横町1丁目及び大字寺島		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第27号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字須沢、大字田海、大字寺地、大字青海、大字歌、大字外波及び大字市振地先	
点の位置	基点 35 新潟県漁場基点第49号 (糸魚川市大字寺島と大字須沢との境界) 基点 36 新潟県漁場基点第50号 (糸魚川市大字青海と大字歌との境界) 基点 37 新潟県漁場基点第51号 (糸魚川市大字外波と大字市振との境界) 基点 38 新潟県漁場基点第52号 (新潟県と富山県との境界) る 35から 332度00分 5,000メートルの点 を 36から 338度58分 5,000メートルの点 わ 37から 338度28分 5,000メートルの点 か 38から 349度58分 6,000メートルの点	
漁場の区域	35・る、る・を、を・わ、わ・か、か・38の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	えご漁業	
	わかめ漁業	
	もずく漁業	
	かき漁業	
第2種共同漁業	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	めばるさし網漁業	
	たらさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かにさし網漁業	
	たい、めばる、いしもちさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで	
(3) 関係地区		
糸魚川市大字須沢、大字田海、大字寺地、大字青海、大字歌、大字外波及び大字市振		
(4) 制限又は条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号		新共第28号	
(1) 漁場の位置及び区域			
漁場の位置	胎内市及び新発田市地先		
点の位置	基点 7	新潟県漁場基点第9号 (村上市と胎内市との境界)	
	基点 8	新潟県漁場基点第11号 (胎内市荒井浜と笹口浜との境界)	
	基点 9	新潟県漁場基点第13号 (胎内市と新発田市との境界)	
	基点 10	新潟県漁場基点第14号 (新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界)	
	る 7から	301度00分	1,800メートルの点
	よ 8から	303度30分	4,000メートルの点
	た 9から	343度30分	4,900メートルの点
	れ 9から	338度00分	6,000メートルの点
	そ 9から	308度00分	5,400メートルの点
	つ 9から	305度40分	4,200メートルの点
	ね 10から	317度00分	4,100メートルの点
	か 10から	317度00分	3,600メートルの点
	わ 9から	317度00分	3,600メートルの点
	を 8から	303度30分	3,600メートルの点
漁場の区域	る・よ、よ・た、た・れ、れ・そ、そ・つ、つ・ね、ね・か、か・わ、わ・を、を・るの10線によって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	
第2種共同漁業	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで	
	ひらめさし網漁業		
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで	
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで	
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで	
(3) 関係地区			
胎内市桃崎浜、荒井浜、笹口浜、中村浜、村松浜及び新発田市藤塚浜			

◎漁業権公示番号		新共第29号	
(1) 漁場の位置及び区域			
漁場の位置	村上市府屋沖合		
点の位置	基点 2	新潟県漁場基点第2号 (村上市府屋と碁石との境界)	
	いの1 2から	311度00分	2,400メートルの点
漁場の区域	いの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	
(3) 関係地区			
村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶺鴒泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保			

◎漁業権公示番号	新共第30号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市寝屋及び鶴泊沖合	
点の位置	基点 2の1 新潟県漁場基点第3号(村上市鶴泊と芦谷との境界) いの5 2の1から 275度00分 1,400メートルの点 いの2 いの5から 14度00分 2,100メートルの点 いの3 いの2から 285度00分 600メートルの点 いの4 いの5から 285度00分 600メートルの点	
漁場の区域	いの5・いの2,いの2・いの3,いの3・いの4,いの4・いの5の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶴泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保		

◎漁業権公示番号	新共第31号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市中央区西船見町、汐見台及び浜浦町2丁目沖合	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) れの1 14から 20度00分 3,900メートルの点	
漁場の区域	れの1を中心とする半径700メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市。ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。		

◎漁業権公示番号	新共第32号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区関屋堀割町及び青山沖合	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) れの2 14から 357度00分 2,500メートルの点	
漁場の区域	れの2を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市。ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。		

◎漁業権公示番号	新共第33号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区角田浜沖合	
点の位置	基点 16 新潟県漁場基点第25号(新潟市西蒲区越前浜と角田浜との境界) ねの1 16から 256度30分 3,900メートルの点	
漁場の区域	ねの1を中心とする半径500メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区四ッ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜		

◎漁業権公示番号	新共第34号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区間瀬沖合	
点の位置	基点 17の1 新潟県漁場基点第27号の1(新潟市西蒲区間瀬) なの1 17の1から 270度00分 3,500メートルの点	
漁場の区域	なの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西蒲区間瀬		

◎漁業権公示番号	新共第35号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市寺泊野積沖合	
点の位置	基点 18の1 新潟県漁場基点第28号の1(長岡市寺泊野積) みの1 18の1から 300度00分 5,100メートルの点	
漁場の区域	みの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ヶ曾根		

◎漁業権公示番号	新共第36号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市寺泊上荒町沖合	
点の位置	基点 18の2 新潟県漁場基点第28号の2 (長岡市寺泊上荒町) ゐの2 18の2から 288度00分 4,200メートルの点 ゐの3 ゐの2から 287度00分 1,100メートルの点 ゐの5 ゐの2から 200度00分 600メートルの点 ゐの4 ゐの5から 287度00分 1,100メートルの点	
漁場の区域	ゐの2・ゐの3、ゐの3・ゐの4、ゐの4・ゐの5、ゐの5・ゐの2の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ヶ曾根		

◎漁業権公示番号	新共第37号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字井鼻、大字木折町、大字鳴滝町、大字羽黒町、大字石井町、大字住吉町及び大字尼瀬沖合	
点の位置	基点 20 新潟県漁場基点第30号 (三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界) やの1 20から 270度00分 3,650メートルの点	
漁場の区域	やの1を中心とする半径1,400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		

◎漁業権公示番号	新共第38号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字勝見及び柏崎市西山町石地沖合	
点の位置	基点 20の1 新潟県漁場基点第30号の1 (三島郡と柏崎市との境界) やの2 20の1から 314度30分 2,650メートルの点	
漁場の区域	やの2を中心とする半径1,350メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		

◎漁業権公示番号	新共第39号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市荒浜沖合	
点の位置	基点 21 新潟県漁場基点第32号 (柏崎市大字大湊字浜岸) けの1 21から 262度00分 3,200メートルの点	
漁場の区域	けの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第40号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市荒浜沖合	
点の位置	基点 21の1 新潟県漁場基点第32号の1 (柏崎市中浜2丁目と番神1丁目との境界) けの2 21の1から 352度00分 5,280メートルの点	
漁場の区域	けの2を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第41号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波3丁目、大字鯨波及び大字青海川沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号 (柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) けの3 22から 343度00分 2,000メートルの点 けの4 けの3から 335度00分 2,000メートルの点 けの5 けの4から 245度00分 600メートルの点 けの6 けの3から 245度00分 600メートルの点	
漁場の区域	けの3・けの4、けの4・けの5、けの5・けの6、けの6・けの3の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第42号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市番神1丁目、番神2丁目、東の輪町、鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号(柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) きの1 22から 5度30分 6,000メートルの点	
漁場の区域	きの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第43号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号(柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) きの2 22から 0度00分 4,700メートルの点	
漁場の区域	きの2を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第44号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号(柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) きの3 22から 351度00分 4,000メートルの点	
漁場の区域	きの3を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第45号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市大字鯨波、大字青海川及び大字笠島沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号(柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) きの4 22から 316度00分 3,700メートルの点	
漁場の区域	きの4を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第46号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び大字米山町沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号(柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) きの5 22から 281度00分 5,000メートルの点	
漁場の区域	きの5を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

2 漁業権の種類 区画漁業権		
◎漁業権公示番号	新区第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 ア 新潟県漁場測標 第47号の2 (岩船郡粟島浦村バジマ) 基点 イ 新潟県漁場測標 第53号の2 (岩船郡粟島浦村滝の前) 1 アから 83度00分 1,000メートルの点 2 イから 83度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ア・1、1・2、2・イの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新区第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 ウ 新潟県漁場測標 第6号 (岩船郡粟島浦村) 基点 エ 新潟県漁場測標 第14号 (岩船郡粟島浦村タイゴシ) 3 ウから 90度00分 1,200メートルの点 2 エから 90度00分 1,200メートルの点	
漁場の区域	ウ・3、3・4、4・エの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新区第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市柿崎区 (ただし竹鼻を除く。)地先	
点の位置	基点 オ 新潟県漁場基点 第34号 (上越市柿崎区竹鼻と柿崎との境界) 基点 カ 新潟県漁場基点 第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) 5 オから 324度28分 1,500メートルの点 6 カから 324度26分 1,500メートルの点	
漁場の区域	オ・5、5・6、6・カの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
上越市柿崎区		

◎漁業権公示番号	新区第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市名立区地先	
点の位置	基点 キ 新潟県漁場基点 第38号 (上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界) 基点 ク 新潟県漁場基点 第40号 (上越市名立区と糸魚川市との境界) 7 キから 324度28分 1,500メートルの点 8 クから 324度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	キ・7、7・8、8・クの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
上越市名立区名立小泊及び名立大町		

◎漁業権公示番号	新区第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字歌及び大字外波地先	
点の位置	基点 ケ 新潟県漁場基点 第50号 (糸魚川市大字青海と大字歌との境界) 基点 コ 新潟県漁場基点 第51号 (糸魚川市大字外波と大字市振との境界) 9 ケから 338度58分 1,500メートルの点 10 コから 338度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	ケ・9、9・10、10・コの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市大字歌及び大字外波		

3 漁業権の種類 定置漁業権		
◎漁業権公示番号		新定第1号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第50号(岩船郡粟島浦村) 基点 い 新潟県漁場測標 第51号(岩船郡粟島浦村) 1 あから 78度00分 1,700メートルの点 2 いから 98度00分 1,700メートルの点	
漁場の区域 あ・1、1・2、2・いの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	たい定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号		新定第2号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第22号の1(岩船郡粟島浦村) 基点 え 新潟県漁場測標 第26号の4(岩船郡粟島浦村) 3 うから 293度00分 1,300メートルの点 4 えから 303度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	う・3、3・4、4・え、え・うの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	たい定置漁業	4月1日から9月30日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号		新定第3号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場測標 第34号の1(岩船郡粟島浦村) 基点 か 新潟県漁場測標 第37号(岩船郡粟島浦村) 5 おから 293度00分 1,800メートルの点 6 かから 303度00分 1,800メートルの点	
漁場の区域	お・5、5・6、6・かの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	たい定置漁業	4月1日から9月30日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字梶屋敷及び大字田伏地先	
点の位置	基点 き 新潟県漁場測標 第386号の2 (糸魚川市大字梶屋敷と大字田伏との境界) 基点 く 新潟県漁場測標 第386号の3 (糸魚川市大字田伏) 7 きから 354度00分 950メートルの点 8 くから 333度30分 800メートルの点	
漁場の区域	き・7、7・8、8・くの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	あじ、さば、ぶり、いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市。ただし、大字中浜、大字中宿及び大字間脇を除く。		

◎漁業権公示番号	新定第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字寺地地先	
点の位置	基点 け 新潟県漁場測標 第423号の1 (糸魚川市大字寺地字浜) 基点 こ 新潟県漁場測標 第423号の2 (糸魚川市大字寺地字浜) 9 けから 5度00分 300メートルの点 10 こから 335度00分 300メートルの点 11 こから 335度00分 900メートルの点 12 けから 5度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	9・10、10・11、11・12、12・9の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市大字田海、大字寺地及び大字青海		

◎漁業権公示番号	新定第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字青海地先	
点の位置	基点 さ 新潟県漁場測標 第423号 (糸魚川市大字青海字ママ下) 基点 し 新潟県漁場測標 第425号の1 (糸魚川市大字青海字ママ下) 13 さから 343度00分 1,200メートルの点 14 しから 343度00分 1,200メートルの点	
漁場の区域	さ・13、13・14、14・しの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市大字田海、大字寺地及び大字青海		

◎漁業権公示番号	新定第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字歌地先	
点の位置	基点 す 新潟県漁場測標 第431号の1 (糸魚川市大字歌) 基点 せ 新潟県漁場測標 第434号の1 (糸魚川市大字歌) 15 さから 338度58分 1,100メートルの点 16 せから 338度58分 1,100メートルの点	
漁場の区域	す・15、15・16、16・せの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市大字歌及び大字外波		

◎漁業権公示番号	新定第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字市振地先	
点の位置	基点 そ 新潟県漁場測標 第448号 (糸魚川市大字市振) 基点 た 新潟県漁場測標 第450号 (糸魚川市大字市振) 17 そから 338度28分 1,700メートルの点 18 たから 338度28分 1,700メートルの点	
漁場の区域	そ・17、17・18、18・たの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市大字市振		

第2 免許予定日

平成25年9月1日

第3 申請期間

平成25年6月1日から平成25年7月1日午後5時まで

第4 存続期間

1 共同漁業権

平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

2 区画漁業権

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

3 定置漁業権

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

第5 申請書提出先

新潟県農林水産部水産課

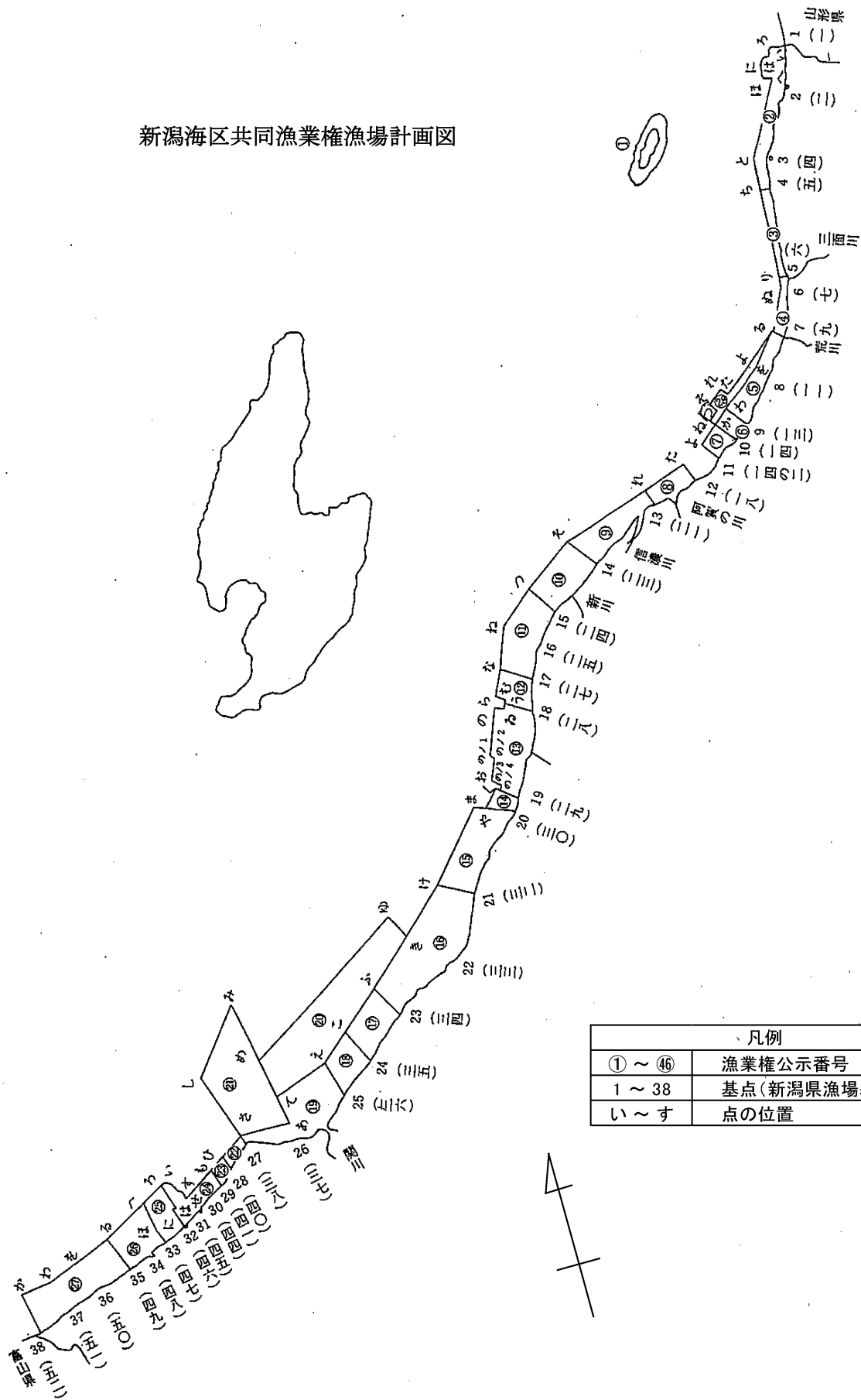
備考

この告示による共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、次の場所に備えつけて縦覧に供する。

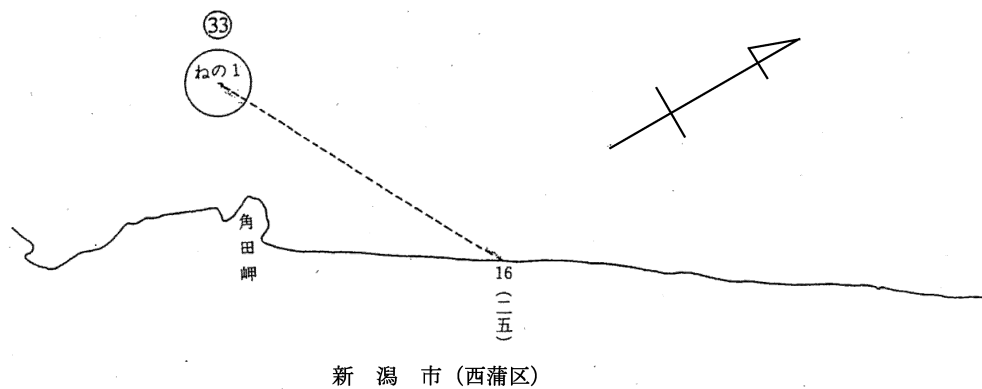
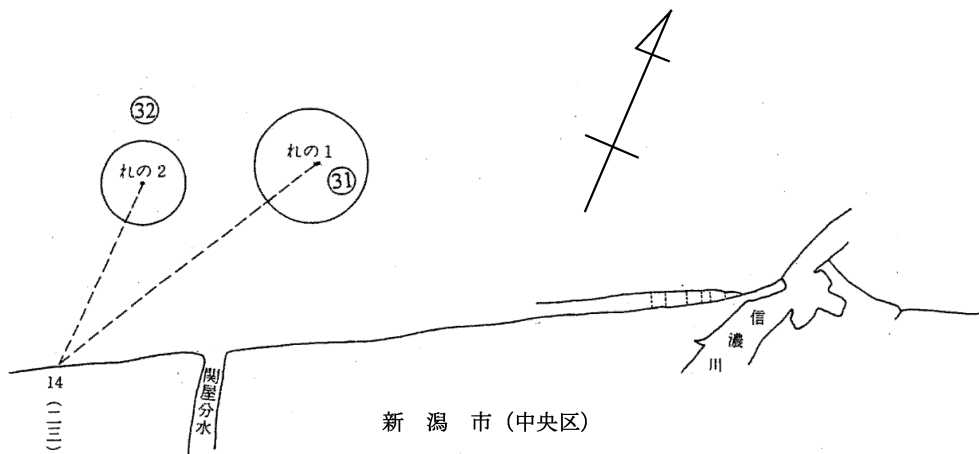
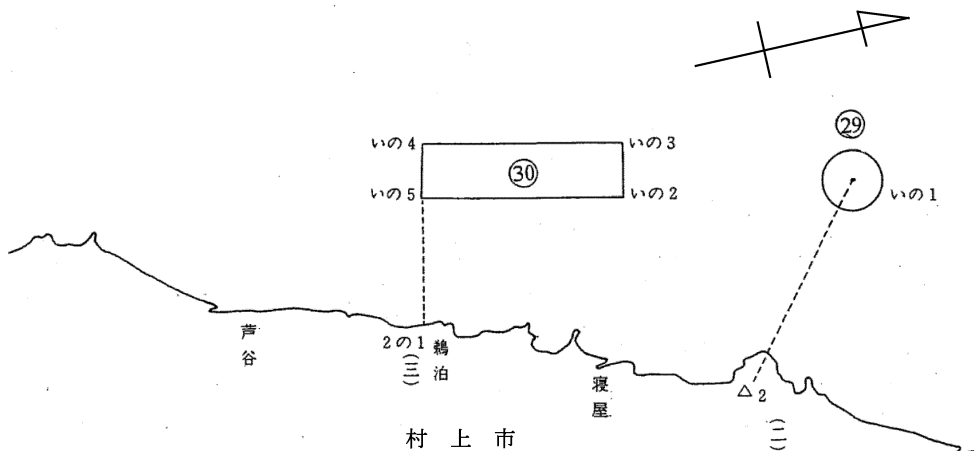
新潟県農林水産部水産課

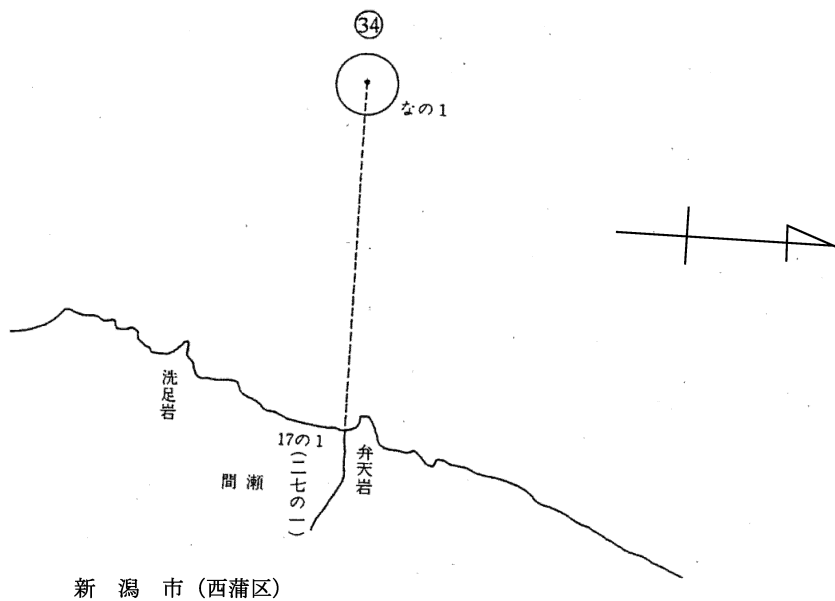
新潟海区漁業調整委員会事務所

新潟海区共同漁業権漁場計画図

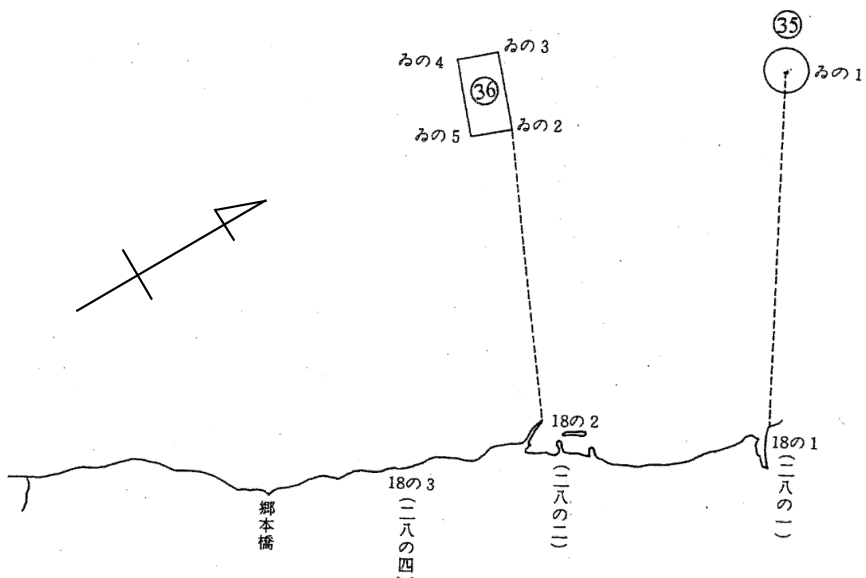


凡例	
①～④⑥	漁業権公示番号
1～38	基点(新潟県漁場基点)
い～す	点の位置

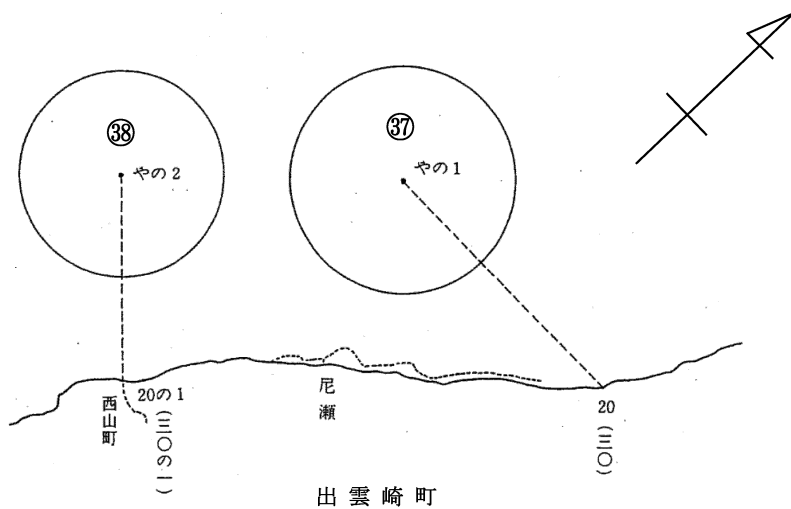




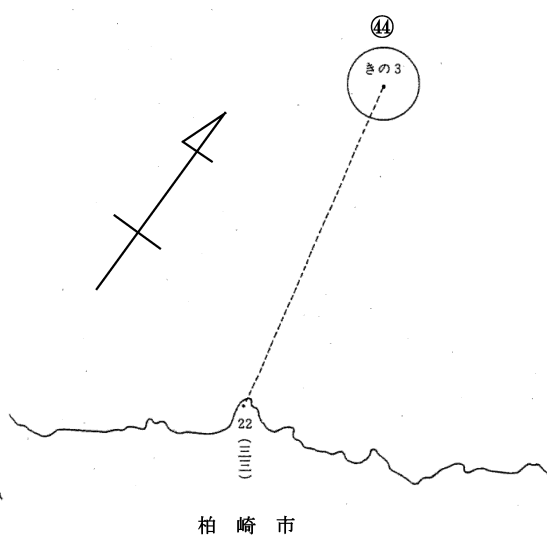
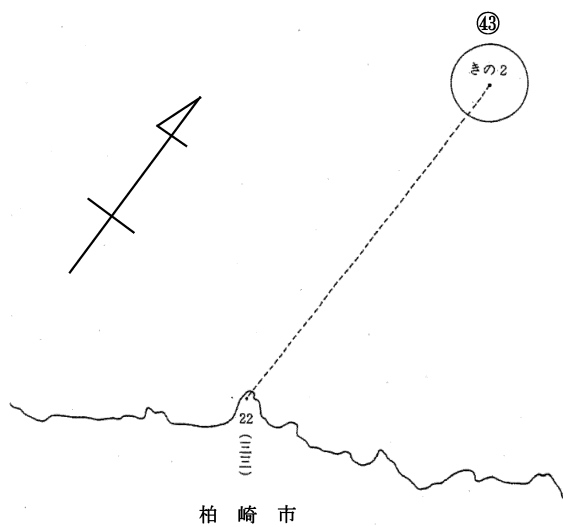
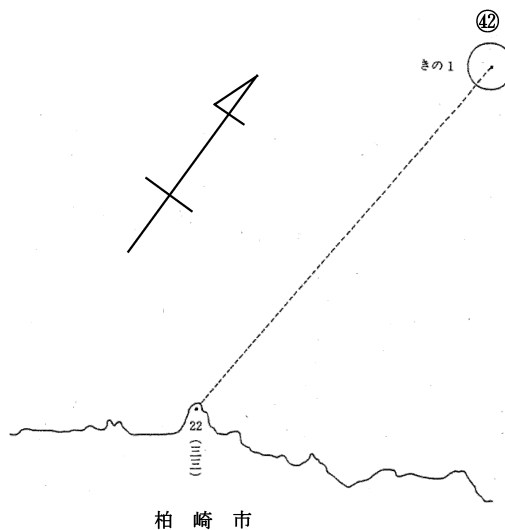
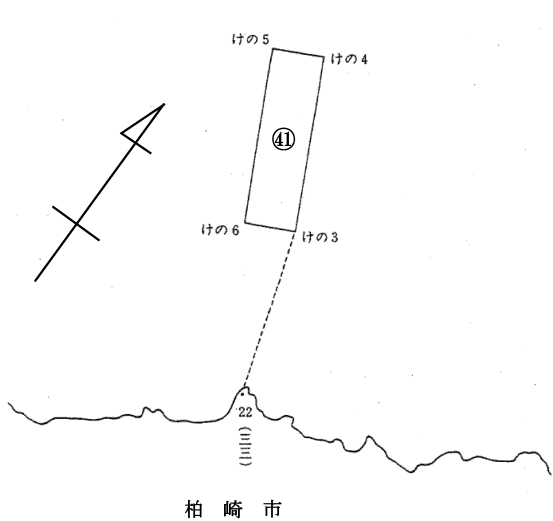
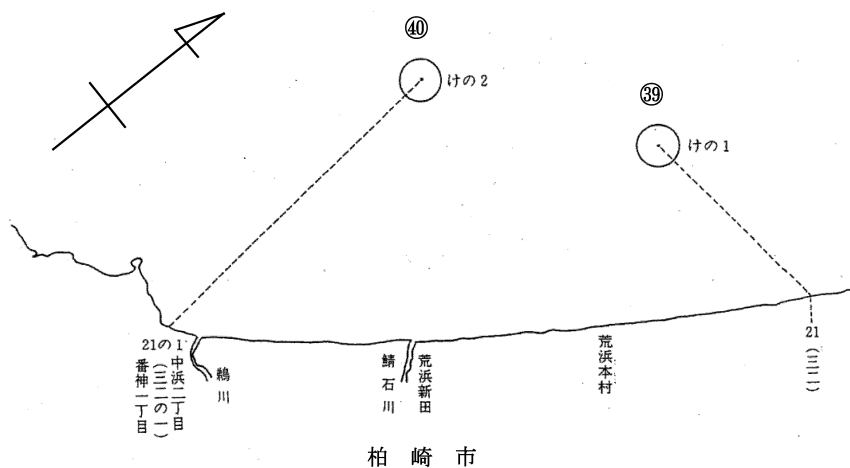
新潟市(西蒲区)

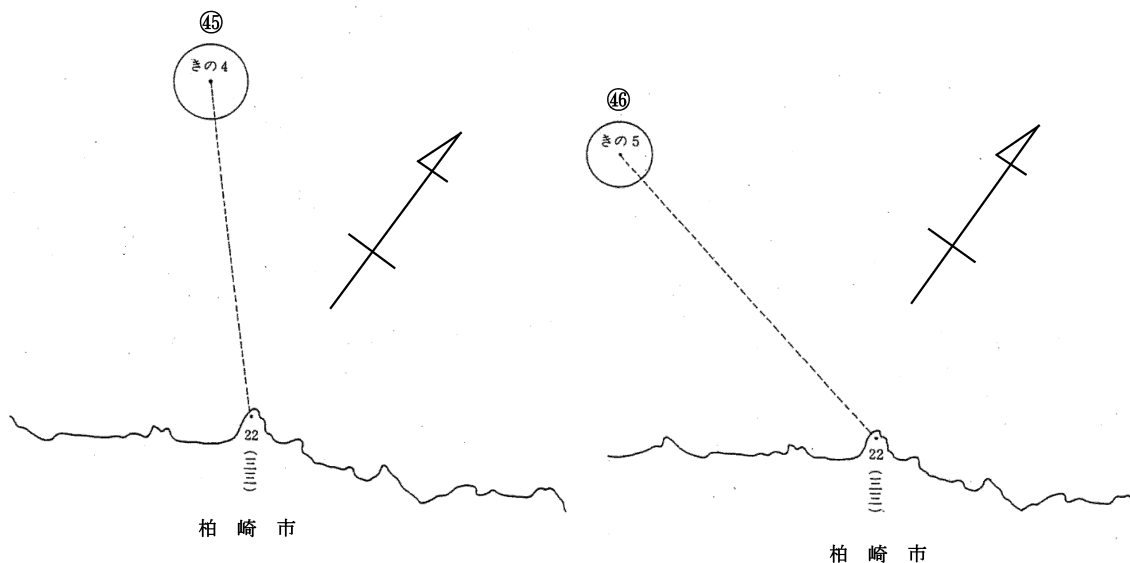


長岡市

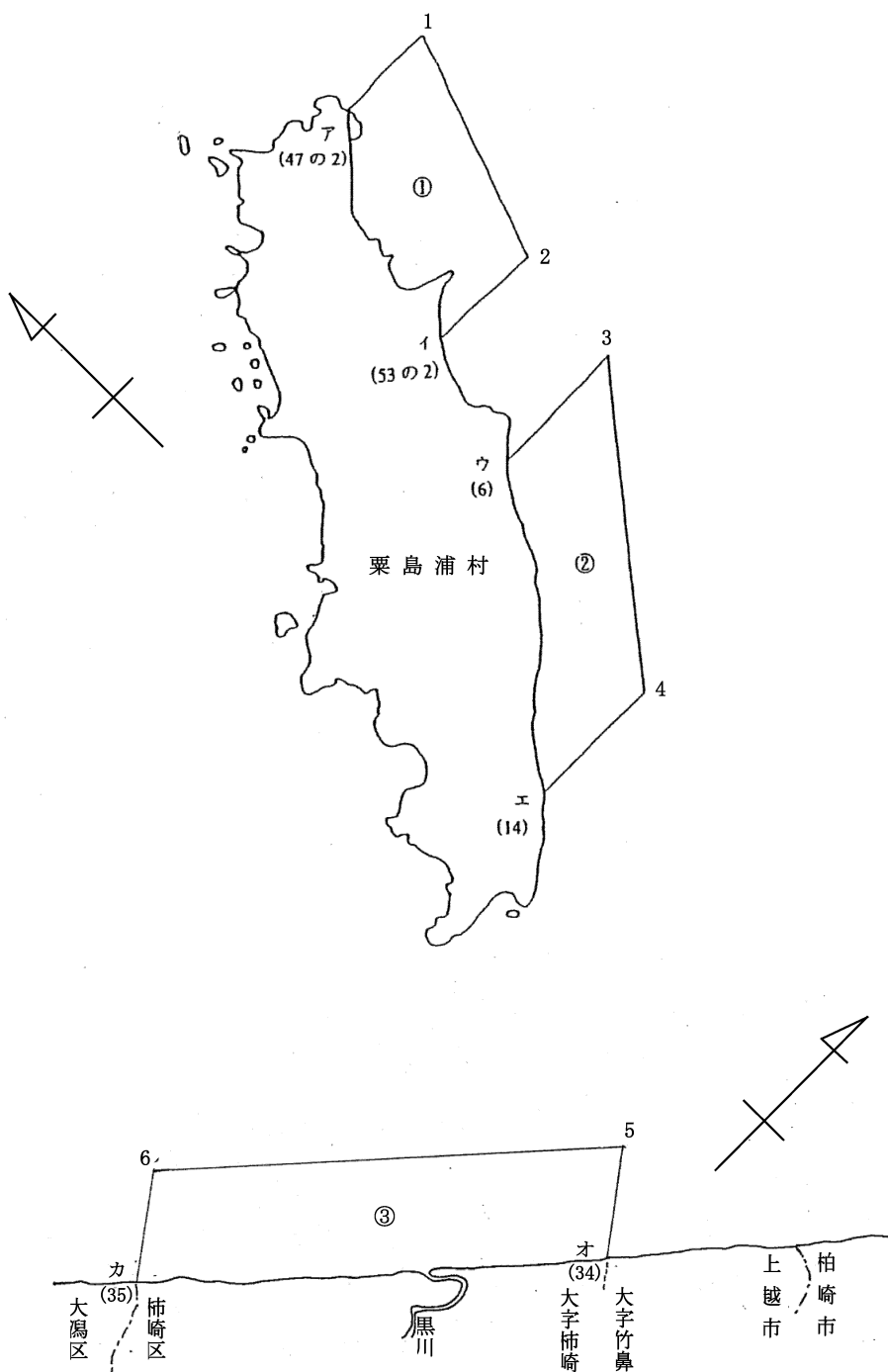


出雲崎町

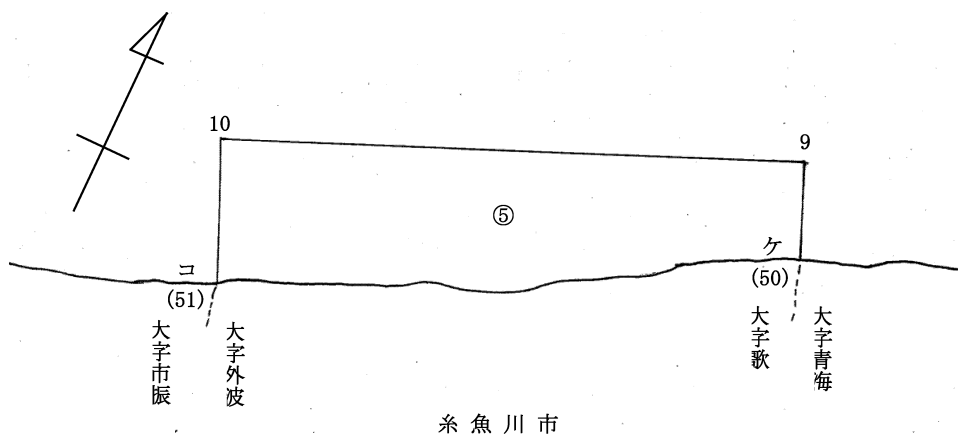
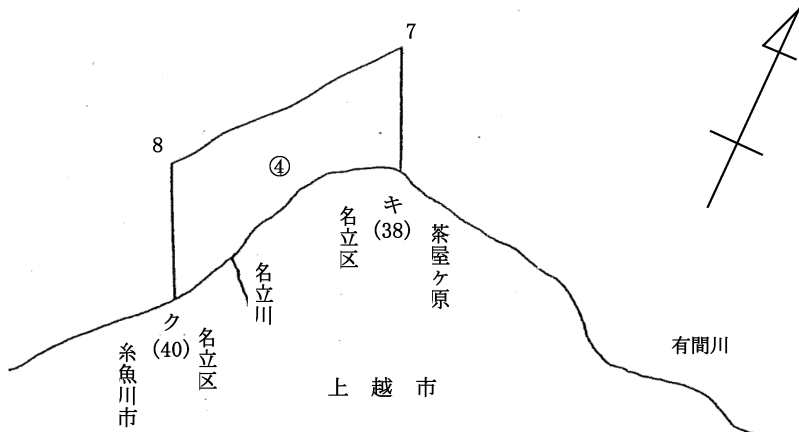




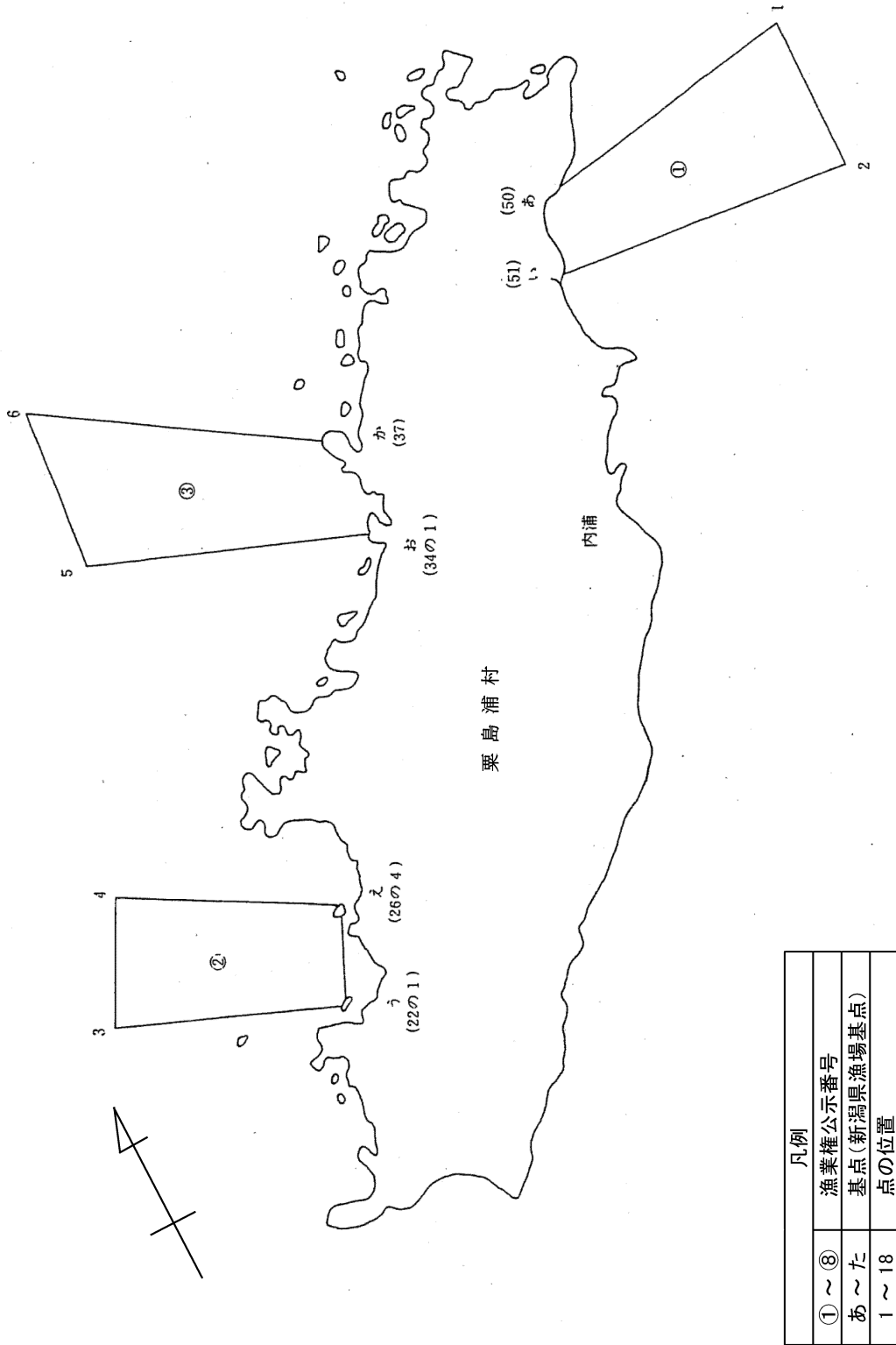
新潟海区区画漁業権漁場計画図

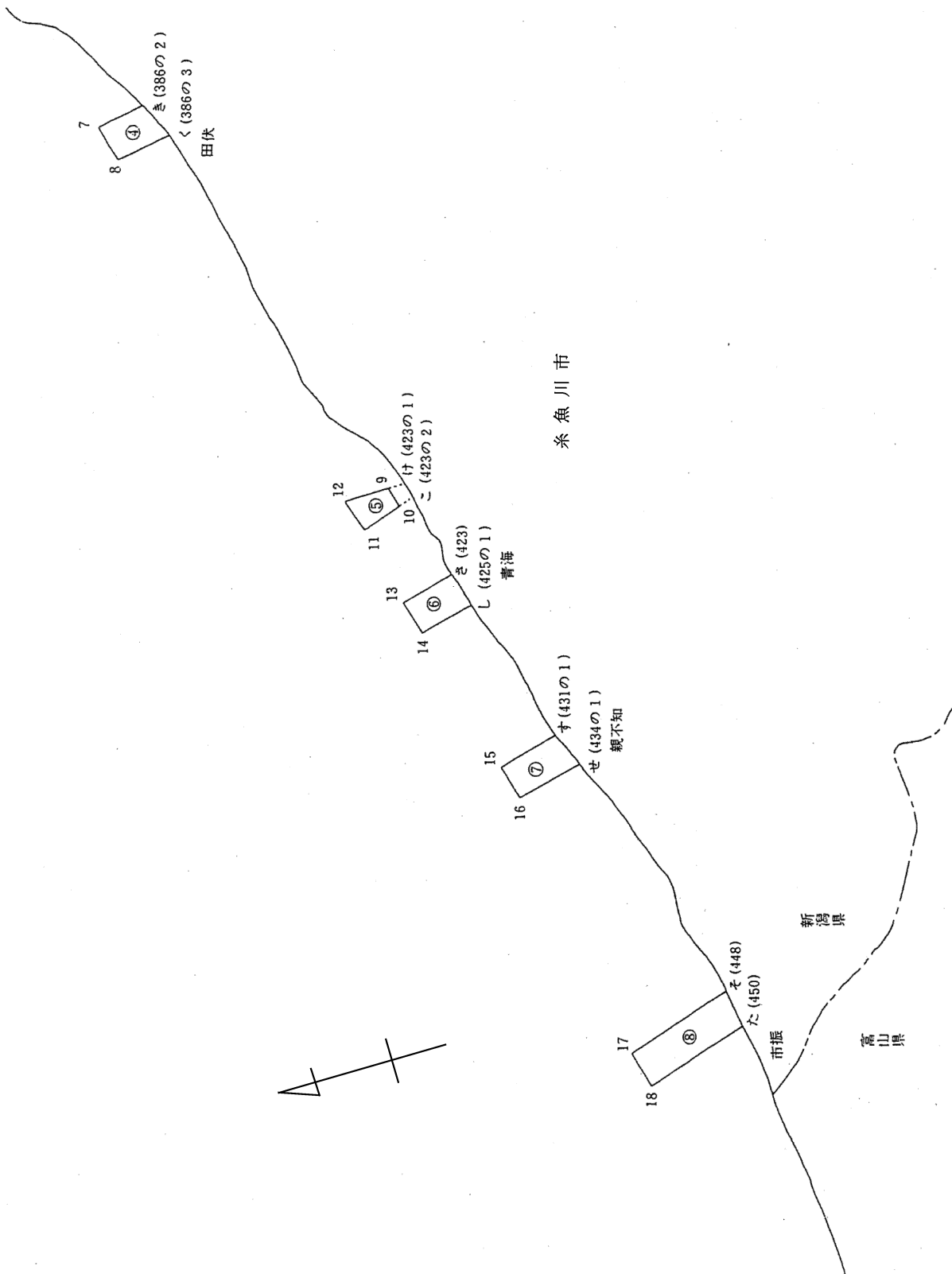


凡例	
① ~ ⑤	漁業権公示番号
1 ~ 10	基点(新潟県漁場基点)
ア ~ コ	点の位置



新潟海区定置漁業権漁場計画図





◎新潟県告示第757号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、佐渡海区における漁業権の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成25年 5 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

第1 漁業権の免許の内容となる事項及び関係地区（共同漁業権）地元地区（区画漁業権、定置漁業権）

1 漁業権の種類 共同漁業権		
◎漁業権公示番号	佐共第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市願、北鶴島及び真更川地先	
点の位置	基点 1 新潟県漁場基点第1号(佐渡市鷺崎と願との境界) 基点 2 新潟県漁場基点第2号(佐渡市真更川と岩谷口との境界) い 1から 317度00分 1,000メートルの点 ろ いから 238度00分 1,600メートルの点 は 2から 300度00分 2,500メートルの点	
漁場の区域	1・い、い・ろ、ろ・は、は・2の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	ほんだわら漁業	
	かめので漁業	
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市願、北鶴島及び真更川	

◎漁業権公示番号	佐共第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田地先	
点の位置	基点 2 新潟県漁場基点第2号（佐渡市真更川と岩谷口との境界） 基点 3 新潟県漁場基点第3号（佐渡市石名と小田との境界） は 2から 300度00分 2,500メートルの点 に 3から 321度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	2・は、は・に、に・3の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
第3種共同漁業	たい、あじ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田	

◎漁業権公示番号	佐共第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺地先	
点の位置	基点 3 新潟県漁場基点第3号(佐渡市石名と小田との境界) 基点 4 新潟県漁場基点第4号(佐渡市戸中と南片辺との境界) に 3から 321度00分 1,300メートルの点 ほ にかから 239度00分 5,850メートルの点 へ 4から 316度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	3・に、に・ほ、ほ・へ、へ・4の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	つるも漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	うに漁業	
いがい漁業		
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺	

◎漁業権公示番号	佐共第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市戸中、戸地及び北狄地先	
点の位置	基点 4 新潟県漁場基点第4号(佐渡市戸中と南片辺との境界) 基点 5 新潟県漁場基点第5号(佐渡市姫津と北狄との境界) へ 4から 316度00分 1,000メートルの点 と 5から 303度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	4・へ、へ・と、と・5の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から 7月31日
(3) 関係地区	佐渡市戸中、戸地及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐共第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市姫津地先	
点の位置	基点 5 新潟県漁場基点第5号(佐渡市姫津と北狄との境界) 基点 6 新潟県漁場基点第6号(佐渡市姫津と達者との境界) と 5から 303度00分 1,000メートルの点 ち 6から 259度00分 800メートルの点	
漁場の区域	5・と、と・ち、ち・6の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	なまこ漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	いがい漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
(3) 関係地区	佐渡市姫津	

◎漁業権公示番号	佐共第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者及び小川地先	
点の位置	基点 6 新潟県漁場基点第6号(佐渡市姫津と達者との境界) 基点 7 新潟県漁場基点第7号(佐渡市下相川と小川との境界) ち 6から 259度00分 800メートルの点 り 7から 270度00分 1,200メートルの点	
漁場の区域	6・ち、ち・り、り・7の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市達者及び小川	

◎漁業権公示番号	佐共第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市下相川、相川柴町、相川大間町、相川栄町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸村、相川鹿伏地先	
点の位置	基点 7 新潟県漁場基点第7号(佐渡市下相川と小川との境界) 基点 8 新潟県漁場基点第8号(佐渡市相川大浦と相川鹿伏との境界) り 7から 270度00分 1,200メートルの点 ぬ 8から 268度40分 1,200メートルの点	
漁場の区域	7・り、り・ぬ、ぬ・8の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
	なまこ漁業	
こしだかがんがら漁業		
第2種共同漁業	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から 7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市下相川、相川柴町、相川大間町、相川板町、相川材木町、相川栄町、相川新材木町、相川羽田町、相川一町目浜町、相川二町目浜町、相川市町、相川三町目浜町、相川新浜町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸村、相川鹿伏、相川水金町、相川下山之神町、相川北沢町、相川坂下町、相川炭屋町、相川紙屋町、相川濁川町、相川広間町、相川弥十郎町、相川夕白町、相川勘四郎町、相川四十物町、相川米屋町、相川味噌屋町、相川長坂町、相川八百屋町、相川会津町、相川下京町、相川中京町、相川上京町、相川六右衛門町、相川左門町、相川大床屋町、相川新五郎町、相川南沢町、相川大工町、相川諏訪町、相川次助町、相川庄右衛門町、相川上寺町、相川中寺町、相川下寺町、相川宗徳町、相川五郎右衛門町、上相川町、相川銀山町、相川小右衛門町、相川清右衛門町、相川嘉左衛門町、相川奈良町、相川柄杓町、相川小六町、相川西坂町、相川新西坂町、相川石扣町、相川塩屋町、相川江戸沢町、相川一町目、相川一町目裏町、相川二町目、相川二町目新浜町、相川三町目、相川四町目、相川三町目新浜町、相川四町目浜町、相川五郎左衛門町、相川馬町、相川下戸町、相川下戸炭屋町、相川下戸炭屋裏町、相川海士町、相川羽田村	

◎漁業権公示番号	佐共第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市相川大浦、高瀬及び橘地先	
点の位置	基点 8 新潟県漁場基点第8号(佐渡市相川大浦と相川鹿伏との境界) 基点 9 新潟県漁場基点第9号(佐渡市稲鯨と橘との境界) ぬ 8から 268度40分 1,200メートルの点 る 9から 252度27分 1,000メートルの点	
漁場の区域	8・ぬ、ぬ・る、る・9の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	たこ漁業	
なまこ漁業		
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市相川大浦、高瀬及び橘	

◎漁業権公示番号	佐共第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市稲鯨及び米郷地先	
点の位置	基点 9 新潟県漁場基点第9号(佐渡市稲鯨と橘との境界) 基点 10 新潟県漁場基点第11号(佐渡市二見、城ヶ鼻) る 9から 252度27分 1,000メートルの点 を 10から 178度00分 2,200メートルの点	
漁場の区域	9・る、る・を、を・10の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
	こしだかがんがら漁業	
第2種共同漁業	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市稲鯨及び米郷	

◎漁業権公示番号	佐共第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市米郷及び二見地先	
点の位置	基点 10 新潟県漁場基点第11号 (佐渡市二見、城ヶ鼻) 基点 11 新潟県漁場基点第12号 (佐渡市二見、台ヶ鼻) を 10から 178度00分 2,200メートルの点 わ 11から 178度00分 2,200メートルの点	
漁場の区域	10・を、を・わ、わ・11の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	えむし漁業	
	こしだかがんがら漁業	
第2種共同漁業	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市稲鯨、米郷及び二見	

◎漁業権公示番号	佐共第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市二見地先	
点の位置	基点 11 新潟県漁場基点第12号(佐渡市二見、台ヶ鼻) 基点 12 新潟県漁場基点第13号(佐渡市二見と沢根との境界) わ 11から 178度00分 2,200メートルの点 か 12から 138度00分 2,200メートルの点	
漁場の区域	11・わ、わ・か、か・12の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	つるも漁業	
	あかもく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	えむし漁業	
	こしだかがんがら漁業	
第2種共同漁業	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市二見	

◎漁業権公示番号	佐共第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市沢根、沢根町、沢根籠町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡地先	
点の位置	基点 12 新潟県漁場基点第13号 (佐渡市二見と沢根との境界) 基点 13 新潟県漁場基点第14号 (佐渡市八幡と四日町との境界) か 12から 138度00分 2,200メートルの点 よ かから 33度00分 2,550メートルの点 た 13から 241度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	12・か、か・よ、よ・た、た・13の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	あかもく漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	えむし漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	かき漁業	
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
第3種共同漁業	たい、あじ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市沢根、沢根町、沢根籠町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡	

◎漁業権公示番号	佐共第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須地先	
点の位置	基点 13 新潟県漁場基点第14号 (佐渡市八幡と四日町との境界) 基点 14 新潟県漁場基点第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) た 13から 241度00分 1,000メートルの点 れ 14から 305度00分 2,500メートルの点	
漁場の区域	13・た、た・れ、れ・14の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	あおりのり漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	えむし漁業	
	いわのり漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	あかもく漁業	
かき漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	くるまえび漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
第3種共同漁業	たい、あじ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須	

◎漁業権公示番号	佐共第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大小、大倉谷及び田切須地先	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) 基点 15 新潟県漁場基点第16号 (佐渡市田切須と西三川との境界) れ 14から 305度00分 2,500メートルの点 それから 206度00分 4,000メートルの点 つ 15から 253度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	14・れ、れ・そ、そ・つ、つ・15の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	つるも漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	えむし漁業	
	こしだかがんがら漁業	
うに漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	はたはたさし網漁業	10月1日から翌年1月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市大小、大倉谷及び田切須	

◎漁業権公示番号	佐共第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市西三川及び椿尾地先	
点の位置	基点 15 新潟県漁場基点第16号 (佐渡市田切須と西三川との境界) 基点 16 新潟県漁場基点第17号 (佐渡市椿尾と羽茂小泊との境界) つ 15から 253度00分 1,000メートルの点 ね 16から 283度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	15・つ、つ・ね、ね・16の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	つるも漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	うに漁業	
こしだかがんがら漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市西三川及び椿尾	

◎漁業権公示番号	佐共第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山地先	
点の位置	基点 16 新潟県漁場基点第17号 (佐渡市椿尾と羽茂小泊との境界) 基点 17 新潟県漁場基点第18号 (佐渡市小比叡と羽茂村山との境界) ね 16から 283度00分 1,000メートルの点 な 17から 298度00分 1,200メートルの点	
漁場の区域	16・ね、ね・な、な・17の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	ささえ漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	きすさし網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	たい、あじ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山	

◎漁業権公示番号	佐共第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町地先	
点の位置	基点 17 新潟県漁場基点第18号（佐渡市小比叡と羽茂村山との境界） 基点 18 新潟県漁場基点第19号（佐渡市小木町と羽茂大橋との境界） な 17から 298度00分 1,200メートルの点 ら なから 254度00分 6,300メートルの点 む らから 164度00分 4,800メートルの点 う むから 93度00分 5,000メートルの点 ゐ 18から 163度00分 1,500メートルの点	
漁場の区域	17・な、な・ら、ら・む、む・う、う・ゐ、ゐ・18の6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	あかもく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐共第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市羽茂大橋、羽茂大石及び羽茂三瀬地先	
点の位置	基点 18 新潟県漁場基点第19号 (佐渡市小木町と羽茂大橋との境界) 基点 19 新潟県漁場基点第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界) む 18から 163度00分 1,500メートルの点 の 19から 173度00分 1,500メートルの点	
漁場の区域	18・ゐ、ゐ・の、の・19の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	ほんだわら漁業	
	つるも漁業	
	あかもく漁業	
	あおのり漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	えむし漁業	
こしだかがんがら漁業		
かき漁業		
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市羽茂大橋、羽茂大石及び羽茂三瀬	

◎漁業権公示番号	佐共第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場地先	
点の位置	基点 19 新潟県漁場基点第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界) 基点 20 新潟県漁場基点第21号 (佐渡市丸山と菟場との境界) の 19から 173度00分 1,500メートルの点 のノ11 のとおを結ぶ線上、のから 8,600メートルの点 のノ12 のノ11から 326度00分 1,000メートルの点 のノ13 のノ14から 326度00分 1,000メートルの点 のノ14 のとおを結ぶ線上、のから 10,600メートルの点 お 20から 158度00分 2,000メートルの点	
漁場の区域	19・の、の・のノ11、のノ11・のノ12、のノ12・のノ13、のノ13・のノ14、のノ14・お、お・20の7線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	つるも漁業	
	あかもく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	かき漁業	
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	たい、あじ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場	

◎漁業権公示番号	佐共第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 20 新潟県漁場基点第21号 (佐渡市丸山と苳場との境界) 基点 21 新潟県漁場基点第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) お 20から 158度00分 2,000メートルの点 く 21から 113度30分 3,500メートルの点	
漁場の区域	20・お、お・く、く・21の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	もずく漁業	
	あかもく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	ほんだわら漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	うに漁業	
第2種共同漁業	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
	たい、あじ小型定置漁業	
第3種共同漁業	たい、あじ地びき網漁業	
(3) 関係地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号	佐共第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津地先	
点の位置	基点 21 新潟県漁場基点第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 基点 22 新潟県漁場基点第24号 (佐渡市両津大川と水津との境界) く 21から 113度30分 3,500メートルの点 や くから 19度30分 16,100メートルの点 ま 22から 33度00分 1,100メートルの点	
漁場の区域	21・く、く・や、や・ま、ま・22の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	あかもく漁業	
	ほんだわら漁業	
	いわのり漁業	
	てんぐさ漁業	
	つるも漁業	
	いがい漁業	
こしだかがんがら漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	かにさし網漁業	10月1日から翌年4月30日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津	

◎漁業権公示番号	佐共第22号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、住吉及び原黒地先	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第24号 (佐渡市両津大川と水津との境界) 基点 23 新潟県漁場基点第26号 (佐渡市両津湊と原黒との境界) ま 22から 33度00分 1,100メートルの点 け まから 321度30分 300メートルの点 けの1 けから 271度00分 1,330メートルの点 けの2 けの1から 180度00分 200メートルの点 けの3 けの2から 271度00分 1,000メートルの点 けの4 けの3から 0度00分 200メートルの点 ふ 23から 43度00分 3,000メートルの点	
漁場の区域	22・ま、ま・け、け・けの1、けの1・けの2、けの2・けの3、けの3・けの4、けの4・ふ、ふ・23の8線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	もずく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	えむし漁業	
	ほんだわら漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	うに漁業	
	かき漁業	
いがい漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
第3種共同漁業	たい、あじ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、城腰、住吉及び原黒	

◎漁業権公示番号	佐共第23号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津湊、両津夷及び春日地先	
点の位置	基点 23 新潟県漁場基点第26号 (佐渡市両津湊と原黒との境界) 基点 26 新潟県漁場基点第27号 (佐渡市春日と梅津との境界) ふ 23から 43度00分 3,000メートルの点 こ 26から 73度00分 3,000メートルの点	
漁場の区域	23・ふ、ふ・こ、こ・26の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうちイ・ハ、ハ・ニ、ニ・ホ、ホ・ヘ、ヘ・ロの5線とロから陸岸に沿ってイに至る線とによって囲まれた区域を除いた区域 イ 新潟県漁場基点第26号の1 (佐渡市両津湊85番地) ロ 新潟県漁場基点第26号の2 (両津港埠頭北側基部から北方へ物揚場岸壁沿って187メートルの点 ハ イから 44度00分 560メートルの点 ニ ハから 303度00分 85メートルの点 ホ ニから 293度00分 360メートルの点 ヘ ロから 78度00分 210メートルの点	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えご漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	
	かき漁業	
第2種共同漁業	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市両津湊、両津夷、両津夷新、春日、両津福浦及び加茂歌代	

◎漁業権公示番号	佐共第24号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津湊、原黒、吾潟、新穂潟上、潟端、秋津、加茂歌代及び両津福浦地先	
点の位置	基点 24 佐渡市両津橋西側南端の橋台 (佐渡市両津湊) 基点 25 佐渡市両津橋西側北端の橋台 (佐渡市両津湊)	
漁場の区域	24・25を結ぶ加茂湖一円	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
第2種共同漁業	かれい、このしろ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえび小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	このしろさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	
(3) 関係地区	佐渡市潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦、両津夷新、春日、両津夷、両津湊、原黒、吾潟及び新穂潟上	

◎漁業権公示番号	佐共第25号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先	
点の位置	基点 26 新潟県漁場基点第27号 (佐渡市春日と梅津との境界) 基点 27 新潟県漁場基点第28号 (平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢と大字梅津字浜梅津との境界) こ 26から 73度00分 3,000メートルの点 あ 27から 83度00分 2,000メートルの点	
漁場の区域	26・こ、こ・あ、あ・27の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町	

◎漁業権公示番号	佐共第26号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先	
点の位置	基点 27 新潟県漁場基点第28号（平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢と大字梅津字浜梅津との境界） 基点 28 新潟県漁場基点第29号（佐渡市椿と北五十里との境界） あ 27から 83度00分 2,000メートルの点 さ 28から 93度00分 1,800メートルの点	
漁場の区域	27・あ、あ・さ、さ・28の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津	

◎漁業権公示番号	佐共第27号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 28 新潟県漁場基点第29号（佐渡市椿と北五十里との境界） 基点 29 新潟県漁場基点第30号（佐渡市歌見と黒姫との境界） さ 28から 93度00分 1,800メートルの点 き 29から 91度00分 1,800メートルの点	
漁場の区域	28・さ、さ・き、き・29の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	あかもく漁業	
	あわび漁業	
	ささえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	うに漁業	
	かき漁業	
	こしだかがんがら漁業	
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐共第28号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎地先	
点の位置	基点 29 新潟県漁場基点第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 基点 1 新潟県漁場基点第1号 (佐渡市鷺崎と願との境界) き 29から 91度00分 1,800メートルの点 ゆ きから 22度00分 1,600メートルの点 め ゆから 4度00分 11,000メートルの点 めの1 めから 319度00分 2,500メートルの点 み いから 39度30分 2,600メートルの点 い 1から 317度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	29・き、き・ゆ、ゆ・め、め・めの1、めの1・み、み・い、い・1の7線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	あらめ漁業	
	もずく漁業	
	あかもく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	うに漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	かき漁業	
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

◎漁業権公示番号	佐共第29号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市背合、大須及び大小沖合	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第15号 (佐渡市大須三貫目川) たの1 14から 326度00分 1,350メートルの点 たの2 たの1から 323度00分 600メートルの点 れの1 たの2から 232度00分 2,000メートルの点 れの2 れの1から 141度00分 600メートルの点	
漁場の区域	たの1・たの2、たの2・れの1、れの1・れの2、れの2・たの1の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合、大須、大小、大倉谷及び田切須	

◎漁業権公示番号	佐共第30号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉沖合	
点の位置	基点 19 新潟県漁場基点第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界) のノ1 19から 145度00分 1,200メートルの点	
漁場の区域	のノ1を中心として半径300メートルの区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場	

◎漁業権公示番号	佐共第31号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市杉野浦沖合	
点の位置	基点 19の1 新潟県漁場基点第20号の1 (佐渡市杉野浦、弁天崎) のノ2 19の1から 150度00分 1,100メートルの点	
漁場の区域	のノ2を中心として半径300メートルの区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場	

◎漁業権公示番号	佐共第32号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市徳和及び三川沖合	
点の位置	基点 19の2 新潟県漁場基点第20号の2 (佐渡市徳和、高川川河口中央) のノ3 19の2から 164度00分 1,400メートルの点 のノ4 のノ3から 146度00分 1,000メートルの点 のノ5 のノ4から 56度00分 2,200メートルの点 のノ6 のノ5から 324度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	のノ3・のノ4、のノ4・のノ5、のノ5・のノ6、のノ6・のノ3の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場	

◎漁業権公示番号	佐共第33号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市菟場沖合	
点の位置	基点 19の3 新潟県漁場基点第20号の3 (佐渡市菟場、松ヶ鼻先端) のノ7 19の3から 225度00分 1,400メートルの点 のノ8 のノ7から 145度00分 900メートルの点 のノ9 のノ8から 55度00分 900メートルの点 のノ10 のノ9から 325度00分 900メートルの点	
漁場の区域	のノ7・のノ8、のノ8・のノ9、のノ9・のノ10、のノ10・のノ7の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場	

◎漁業権公示番号	佐共第34号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎沖合	
点の位置	基点 20の1 新潟県漁場基点第221号の1 (佐渡市松ヶ崎鴻ノ瀬鼻灯台中心) おの1 20の1から 218度00分 1,700メートルの点 おの2 おの1から 141度00分 700メートルの点 おの3 おの2から 51度00分 900メートルの点 おの4 おの3から 321度00分 700メートルの点	
漁場の区域	おの1・おの2、おの2・おの3、おの3・おの4、おの4・おの1の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号	佐共第35号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市松ヶ崎沖合	
点の位置	基点 20の1 新潟県漁場基点第21号の1 (佐渡市松ヶ崎、鴻ノ瀬鼻灯台中心) おの5 20の1から 86度00分 500メートルの点	
漁場の区域	おの5を中心として半径300メートルの区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号	佐共第36号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市浦川及び歌見沖合	
点の位置	基点 28の1 新潟県漁場基点第39号の1 (佐渡市歌見、歌見川河口中央) さの1 28の1から 125度00分 1,100メートルの点	
漁場の区域	さの1を中心として半径300メートルの区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及歌見	

◎漁業権公示番号	佐共第37号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先	
点の位置	基点 26 新潟県漁場基点第27号（佐渡市春日と梅津との境界） 基点 27 新潟県漁場基点第28号（平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢と大字梅津字浜梅津との境界） えの1 26から 73度00分 700メートルの点 えの2 27から 83度00分 500メートルの点	
漁場の区域	26・えの1、えの1・えの2、えの2・27の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	つるも漁業	
	あかもく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	うに漁業	
	こしだかがんがら漁業	
(3) 関係地区	平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町	

◎漁業権公示番号	佐共第38号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先	
点の位置	基点 27 新潟県漁場基点第28号 (平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢と大字梅津字浜梅津との境界) 基点 28 新潟県漁場基点第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) えの2 27から 83度00分 500メートルの点 て 28から 93度00分 500メートルの点	
漁場の区域	27・えの2、えの2・て、て・28の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	つるも漁業	
	あかもく漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	
	うに漁業	
	こしだかがんがら漁業	
(3) 関係地区	佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津	

2 漁業権の種類 区画漁業権		
◎漁業権公示番号	佐区第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市願、北鶴島及び真更川地先	
点の位置	基点 イ 新潟県漁場基点 第1号 (佐渡市鷺崎と願との境界) 基点 ロ 新潟県漁場基点 第2号 (佐渡市真更川と岩谷口との境界) 1 イから 317度00分 500メートルの点 2 1から 253度00分 1,700メートルの点 3 ロから 300度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	イ・1、1・2、2・3、3・ロの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市願、北鶴島及び真更川	

◎漁業権公示番号	佐区第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田地先	
点の位置	基点 ロ 新潟県漁場基点 第2号 (佐渡市真更川と岩谷口との境界) 基点 ハ 新潟県漁場基点 第3号 (佐渡市石名と小田との境界) 3 ロから 300度00分 1,400メートルの点 4 ハから 321度00分 800メートルの点	
漁場の区域	ロ・3、3・4、4・ハの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田	

◎漁業権公示番号	佐区第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺地先	
点の位置	基点 ハ 新潟県漁場基点 第3号 (佐渡市石名と小田との境界) 基点 ニ 新潟県漁場基点 第4号 (佐渡市戸中と南片辺との境界) 4 ハから 321度00分 800メートルの点 5 4から 235度00分 5,700メートルの点 6 ニから 316度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ハ・4、4・5、5・6、6・ニの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺	

漁業権公示番号	佐区第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市戸中、戸地及び北狄地先	
点の位置	基点 ニ 新潟県漁場基点 第4号 (佐渡市戸中と南片辺との境界) 基点 ホ 新潟県漁場基点 第5号 (佐渡市姫津と北狄との境界) 6 ニから 316度00分 1,000メートルの点 7 ホから 303度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ニ・6、6・7、7・ホの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市戸中、戸地及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐区第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市姫津地先	
点の位置	基点 ホ 新潟県漁場基点 第5号 (佐渡市姫津と北狄との境界) 基点 ヘ 新潟県漁場基点 第6号 (佐渡市姫津と達者との境界) 7 ホから 303度00分 1,000メートルの点 8 ヘから 259度00分 800メートルの点	
漁場の区域	ホ・7、7・8、8・ヘの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市姫津	

◎漁業権公示番号	佐区第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者及び小川地先	
点の位置	基点 ヘ 新潟県漁場基点 第6号 (佐渡市姫津と達者との境界) 基点 ト 新潟県漁場基点 第7号 (佐渡市下相川と小川との境界) 9 ヘから 259度00分 500メートルの点 10 トから 270度00分 900メートルの点	
漁場の区域	ヘ・9、9・10、10・トの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市達者及び小川	

◎漁業権公示番号	佐区第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市相川大浦、高瀬及び橘地先	
点の位置	基点 チ 新潟県漁場基点 第8号 (佐渡市相川大浦と相川鹿伏との境界) 基点 リ 新潟県漁場基点 第9号 (佐渡市稲鯨と橘の境界) 11 チから 268度40分 800メートルの点 12 リから 252度27分 600メートルの点	
漁場の区域	チ・11、11・12、12・リの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市相川大浦、高瀬及び橘	

◎漁業権公示番号	佐区第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市二見地先	
点の位置	基点 ヌ 新潟県漁場基点 第12号 (佐渡市二見と台ヶ鼻) 基点 ル 新潟県漁場基点 第13号 (佐渡市二見と沢根の境界) 13 ヌから 178度00分 2,200メートルの点 14 ルから 138度00分 2,200メートルの点	
漁場の区域	ヌ・13、13・14、14・ルの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市二見	

◎漁業権公示番号	佐区第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市二見地先	
点の位置	基点 ヌ 新潟県漁場基点 第12号 (佐渡市二見と台ヶ鼻) 基点 ル 新潟県漁場基点 第13号 (佐渡市二見と沢根の境界) 13 ヌから 178度00分 2,200メートルの点 14 ルから 138度00分 2,200メートルの点	
漁場の区域	ヌ・13、13・14、14・ルの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市二見	

◎漁業権公示番号	佐区第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市沢根、沢根町、沢根籠町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡地先	
点の位置	基点 ル 新潟県漁場基点 第13号 (佐渡市二見と沢根との境界) 基点 ヲ 新潟県漁場基点 第13号の1 (佐渡市河原田本町と八幡町との境界「石田川」) 14 ルから 138度00分 2,200メートルの点	
漁場の区域	ル・14、14・ヲの2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市沢根、沢根町、沢根籠町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡	

◎漁業権公示番号	佐区第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須地先	
点の位置	基点 ワ 新潟県漁場基点 第14号 (佐渡市八幡と四日町との境界) 基点 カ 新潟県漁場基点 第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) 15 カから 305度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	ワ・15、15・カの2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須	

◎漁業権公示番号	佐区第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須地先	
点の位置	基点 ワ 新潟県漁場基点 第14号 (佐渡市八幡と四日町との境界) 基点 カ 新潟県漁場基点 第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) 15 カから 305度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	ワ・15、15・カの2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須	

◎漁業権公示番号	佐区第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山地先	
点の位置	基点 ヨ 新潟県漁場基点 第17号 (佐渡市椿尾と羽茂小泊との境界) 基点 タ 新潟県漁場基点 第17号の1 (佐渡市羽茂亀脇、福田川河口中央) 16 ヨから 283度00分 1,000メートルの点 17 タから 295度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	ヨ・16、16・17、17・タの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山	

◎漁業権公示番号	佐区第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町地先	
点の位置	基点 レ 新潟県漁場基点 第18号 (佐渡市小比叡と羽茂村山との境界) 基点 ソ 新潟県漁場基点 第19号 (佐渡市小木町と羽茂大橋との境界) 18 レから 298度00分 800メートルの点 19 18から 253度00分 5,000メートルの点 20 19から 202度00分 2,500メートルの点 21 20から 134度00分 2,000メートルの点 22 21から 114度00分 3,000メートルの点 23 ソから 163度00分 1,500メートルの点	
漁場の区域	レ・18、18・19、19・20、20・21、21・22、22・23、23・ソの7線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐区第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市羽茂大橋、羽茂大石及び羽茂三瀬地先	
点の位置	基点 ソ 新潟県漁場基点 第19号 (佐渡市小木町と羽茂大橋との境界) 基点 ツ 新潟県漁場基点 第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界) 23 ソから 163度00分 1,500メートルの点 24 ツから 173度00分 600メートルの点	
漁場の区域	ソ・23、23・24、24・ツの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市羽茂大橋、羽茂大石及び羽茂三瀬地先	

◎漁業権公示番号	佐区第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場地先	
点の位置	基点 ツ 新潟県漁場基点 第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界) 基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と菟場との境界) 24 ツから 173度00分 600メートルの点 25 ネから 158度00分 500メートルの点	
漁場の区域	ツ ・ 24、24・25、25・ネの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場	

◎漁業権公示番号	佐区第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場地先	
点の位置	基点 ツ 新潟県漁場基点 第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界) 基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と菟場との境界) 24 ツから 173度00分 600メートルの点 25 ネから 158度00分 500メートルの点	
漁場の区域	ツ ・ 24、24・25、25・ネの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場	

◎漁業権公示番号	佐区第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場地先	
点の位置	基点 ツ 新潟県漁場基点 第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界) 基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と菟場との境界) 26 ツから 173度00分 1,000メートルの点 27 ネから 158度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ツ ・26、26・27、27・ネの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場	

◎漁業権公示番号	佐区第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と菟場との境界) 基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 25 ネから 158度00分 500メートルの点 28 25から 46度00分 4,000メートルの点 29 ナから 113度30分 500メートルの点	
漁場の区域	ネ ・25、25・28、28・29、29・ナの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号	佐区第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と菘場との境界) 基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 25 ネから 158度00分 500メートルの点 28 25から 46度00分 4,000メートルの点 29 ナから 113度30分 500メートルの点	
漁場の区域	ネ ・25、25・28、28・29、29・ナの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号	佐区第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と菘場との境界) 基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 25 ネから 158度00分 500メートルの点 28 25から 46度00分 4,000メートルの点 29 ナから 113度30分 500メートルの点	
漁場の区域	ネ ・25、25・28、28・29、29・ナの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号		佐区第22号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津地先	
点の位置	基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 基点 ラ 新潟県漁場基点 第24号 (佐渡市両津大川と水津との境界) 29 ナから 113度30分 500メートルの点 30 29から 21度00分 4,700メートルの点 31 30から 30度00分 5,000メートルの点 32 31から 20度00分 6,000メートルの点 33 ラから 33度00分 1,100メートルの点	
漁場の区域	ナ・29、29・30、30・31、31・32、32・33、33・ラの6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津	

◎漁業権公示番号		佐区第23号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津地先	
点の位置	基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 基点 ム 新潟県漁場測標 第229号 (佐渡市水津) 34 ナから 113度30分 600メートルの点 35 34から 21度00分 4,700メートルの点 36 35から 30度00分 5,000メートルの点 37 36から 20度00分 6,000メートルの点 38 ムから 33度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ナ・34、34・35、35・36、36・37、37・38、38・ムの6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津	

◎漁業権公示番号	佐区第24号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、住吉及び原黒地先	
点の位置	基点 ラ 新潟県漁場基点 第24号 (佐渡市両津大川と水津との境界) 基点 ウ 新潟県漁場基点 第26号 (佐渡市両津湊と原黒との境界) 33 ラから 33度00分 1,100メートルの点 39 33から 263度00分 8,500メートルの点 40 ウから 43度00分 1,200メートルの点	
漁場の区域	ラ ・ 33、33・39、39・40、40・ウの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、城腰、住吉及び原黒	

◎漁業権公示番号	佐区第25号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、住吉及び原黒地先	
点の位置	基点 ラ 新潟県漁場基点 第24号 (佐渡市大川と水津との境界) 基点 ウ 新潟県漁場基点 第26号 (佐渡市両津湊と原黒との境界) 33 ラから 33度00分 1,100メートルの点 39 33から 263度00分 8,500メートルの点 40 ウから 43度00分 1,200メートルの点	
漁場の区域	ラ ・ 33、33・39、39・40、40・ウの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、城腰、住吉及び原黒	

◎漁業権公示番号	佐区第26号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津湊、原黒、吾潟、新穂潟上、潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦及び両津夷地先	
点の位置	基点 キ 佐渡市両津橋西側南端の橋台（佐渡市両津湊） 基点 ノ 佐渡市両津橋西側北端の橋台（佐渡市両津夷）	
漁場の区域	キ、ノを結ぶ加茂湖一円	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦、両津夷新、春日、両津夷、両津湊、原黒、吾潟及び新穂潟上	

◎漁業権公示番号	佐区第27号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先	
点の位置	基点 オ 新潟県漁場基点 第27号（佐渡市春日と梅津との境界） 基点 ク 新潟県漁場基点 第28号（平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢と大字梅津字浜梅津との境界） 41 オから 73度00分 900メートルの点 42 クから 83度00分 700メートルの点	
漁場の区域	オ・41、41・42、42・クの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢、字白山及び字船場町の地区	

◎漁業権公示番号	佐区第28号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先	
点の位置	基点 ク 新潟県漁場基点 第28号 (平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢と大字梅津字浜梅津との境界) 基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 43 クから 83度00分 500メートルの点 44 ヤから 93度00分 500メートルの点	
漁場の区域	ク・43、43・44、44・ヤの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津及び大字梅津字中屋敷の地区	

◎漁業権公示番号	佐区第29号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 44 ヤから 93度00分 500メートルの点 45 44から 28度00分 8,400メートルの点 46 45から 97度00分 300メートルの点 47 マから 91度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ヤ・44、44・45、45・46、46・47、47・マの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐区第30号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 44 ヤから 93度00分 500メートルの点 45 44から 28度00分 8,400メートルの点 46 45から 97度00分 300メートルの点 47 マから 91度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ヤ・44、44・45、45・46、46・47、47・マの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐区第31号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 48 ヤから 93度00分 600メートルの点 49 48から 28度00分 8,400メートルの点 50 49から 97度00分 400メートルの点 51 マから 91度00分 1,100メートルの点	
漁場の区域	ヤ・48、48・49、49・50、50・51、51・マの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐区第32号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎地先	
点の位置	基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 基点 イ 新潟県漁場基点 第 1号 (佐渡市鷺崎と願との境界) 47 マから 91度00分 1,000メートルの点 52 47から 15度00分 3,000メートルの点 53 52から 5度00分 7,000メートルの点 54 53から 26度00分 1,500メートルの点 55 54から 328度00分 1,800メートルの点 56 55から 276度00分 3,000メートルの点 1 イから 317度00分 500メートルの点	
漁場の区域	マ・47、47・52、52・53、53・54、54・55、55・56、56・1、1・イの8線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

3 漁業権の種類 定置漁業権		
◎漁業権公示番号	佐定第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第635号 (佐渡市石名) 基点 い 新潟県漁場測標 第634号の1 (佐渡市石名と小野見との境界) 1 あから 324度00分 1,600メートルの点 2 いから 297度00分 1,600メートルの点	
漁場の区域	あ・1、1・2、2・いの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名	

◎漁業権公示番号	佐定第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第635号 (佐渡市石名) 基点 い 新潟県漁場測標 第634号の1 (佐渡市石名と小野見との境界) 1 あから 324度00分 1,600メートルの点 2 いから 297度00分 1,600メートルの点 3 1から 298度00分 1,600メートルの点 4 2から 297度00分 1,600メートルの点	
漁場の区域	1・3、3・4、4・2、2・1の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名	

◎漁業権公示番号	佐定第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第569号の1 (佐渡市達者) 基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者) 5 うから 293度00分 770メートルの点 6 えから 274度00分 880メートルの点	
漁場の区域	う・5、5・6、6・えの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から10月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小川、達者、姫津及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐定第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第569号の1 (佐渡市達者) 基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者) 5 うから 293度00分 770メートルの点 6 えから 274度00分 880メートルの点 7 5から 293度00分 660メートルの点 8 6から 274度00分 640メートルの点	
漁場の区域	5・7、7・8、8・6、6・5の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小川、達者、姫津及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐定第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市小川地先	
点の位置	基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者) 9 えから 274度00分 750メートルの点 10 9から 237度00分 1,650メートルの点 11 9から 274度00分 1,480メートルの点 12 10から 274度00分 400メートルの点	
漁場の区域	9・10、10・12、12・11、11・9の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小川、達者、姫津及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐定第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市米郷地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場基点 第11号 (佐渡市米郷) 13 おから 199度00分 1,600メートルの点 14 おから 170度00分 800メートルの点 15 14から 178度00分 800メートルの点	
漁場の区域	お・13、13・15、15・14、14・おの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から11月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷及び二見	
(4) 制限又は条件	二股岩沖側中心点と同点から181度00分350メートルの点(イソのエグリ)との間は船通しとすること。	

◎漁業権公示番号	佐定第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市米郷地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場基点 第11号 (佐渡市米郷)	
	13	おから 199度00分 1,600メートルの点
	14	おから 170度00分 800メートルの点
	15	14から 178度00分 800メートルの点
	16	13から 199度00分 1,000メートルの点
	17	15から 184度00分 1,000メートルの点
漁場の区域	13・16、16・17、17・15、15・13の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から11月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷及び二見	

◎漁業権公示番号	佐定第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市田切須地先	
点の位置	基点 か 新潟県漁場測標 第443号 (佐渡市田切須)	
	基点 き 新潟県漁場測標 第442号 (佐渡市田切須)	
	18	かから 311度30分 1,000メートルの点
	19	きから 290度00分 1,000メートルの点
漁場の区域	か・18、18・19、19・きの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市豊田、大須、大小、大倉谷、田切須、西三川、椿尾、羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山	

◎漁業権公示番号	佐定第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市田切須地先	
点の位置	基点 か 新潟県漁場測標 第443号 (佐渡市田切須) 基点 き 新潟県漁場測標 第442号 (佐渡市田切須) 18 かから 311度30分 1,000メートルの点 19 きから 290度00分 1,000メートルの点 20 18から 311度30分 1,000メートルの点 21 19から 290度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	18・20、20・21、21・19、19・18の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市豊田、大須、大小、大倉谷、田切須、西三川、椿尾、羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山	

◎漁業権公示番号	佐定第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市江積地先	
点の位置	基点 く 新潟県漁場測標 第403号 (佐渡市江積) 基点 け 新潟県漁場測標 第402号 (佐渡市江積) 22 くから 348度00分 1,300メートルの点 23 けから 322度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	く・22、22・23、23・けの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市江積地先	
点の位置	基点 く 新潟県漁場測標 第403号 (佐渡市江積) 基点 け 新潟県漁場測標 第402号 (佐渡市江積) 22 くから 348度00分 1,300メートルの点 23 けから 322度00分 1,400メートルの点 24 22から 328度00分 1,100メートルの点 25 23から 322度00分 900メートルの点	
漁場の区域	22・24、24・25、25・23、23・22の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市琴浦地先	
点の位置	基点 こ 新潟県漁場測標 第381号 (佐渡市琴浦) 基点 さ 新潟県漁場測標 第380号 (佐渡市琴浦) 26 こから 176度00分 800メートルの点 27 さから 156度00分 750メートルの点	
漁場の区域	こ・26、26・27、27・さの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市琴浦地先	
点の位置	基点 こ 新潟県漁場測標 第381号 (佐渡市琴浦) 基点 さ 新潟県漁場測標 第380号 (佐渡市琴浦) 26 こから 176度00分 800メートルの点 27 さから 156度00分 750メートルの点 28 26から 176度00分 750メートルの点 29 27から 156度00分 650メートルの点	
漁場の区域	26・28、28・29、29・27、27・26の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	3月1日から11月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市南新保地先	
点の位置	基点 し 新潟県漁場測標 第334号 (佐渡市南新保) 基点 さ 新潟県漁場測標 第333号 (佐渡市南新保) 30 しから 151度00分 2,300メートルの点 31 すから 140度00分 2,500メートルの点	
漁場の区域	し・30、30・31、31・すの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕨場	

◎漁業権公示番号	佐定第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市椎泊地先	
点の位置	基点 せ 新潟県漁場測標 第205号 (佐渡市椎泊) 基点 そ 新潟県漁場測標 第203号の1 (佐渡市椎泊) 32 せから 8度00分 2,000メートルの点 33 そから 338度00分 2,100メートルの点	
漁場の区域	せ・32、32・33、33・その3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、城腰、住吉及び原黒	

◎漁業権公示番号	佐定第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市椿地先	
点の位置	基点 た 新潟県漁場測標 第165号 (佐渡市羽吉) 基点 ち 新潟県漁場測標 第163号 (佐渡市椿) 34 たから 104度00分 2,150メートルの点 35 ちから 92度00分 2,150メートルの点	
漁場の区域	た・34、34・35、35・ちの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ、いか定置漁業	3月1日から8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市白瀬地先	
点の位置	基点 つ 新潟県漁場測標 第153号 (佐渡市白瀬) 基点 て 新潟県漁場測標 第150号 (佐渡市白瀬) 36 つから 130度00分 1,650メートルの点 37 てから 96度00分 1,350メートルの点	
漁場の区域	つ・36、36・37、37・ての3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市和木地先	
点の位置	基点 と 新潟県漁場測標 第135号 (佐渡市和木) 基点 な 新潟県漁場測標 第130号 (佐渡市馬首) 38 とから 138度00分 1,980メートルの点 39 なから 102度00分 1,430メートルの点	
漁場の区域	と・38、38・39、39・なの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市平松地先	
点の位置	基点 に 新潟県漁場測標 第118号 (佐渡市平松) 基点 む 新潟県漁場測標 第116号 (佐渡市平松) 40 にかから 120度00分 1,300メートルの点 41 むから 100度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	に・40、40・41、41・むの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、さば定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市黒姫地先	
点の位置	基点 ね 新潟県漁場測標 第87号 (佐渡市黒姫) 基点 の 新潟県漁場測標 第85号 (佐渡市黒姫) 42 ねから 128度00分 2,200メートルの点 43 のから 83度00分 1,500メートルの点	
漁場の区域	ね・42、42・43、43・のの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、さば定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

◎漁業権公示番号	佐定第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北小浦地先	
点の位置	基点 は 新潟県漁場測標 第64号 (佐渡市北小浦) 基点 ひ 新潟県漁場測標 第62号 (佐渡市北小浦) 44 はから 113度30分 1,650メートルの点 45 ひから 64度30分 1,330メートルの点	
漁場の区域	は・44、44・45、45・ひの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

◎漁業権公示番号	佐定第22号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市鷺崎地先	
点の位置	基点 ふ 新潟県漁場測標 第44号 (佐渡市鷺崎) 基点 へ 新潟県漁場測標 第43号 (佐渡市鷺崎) 46 ふから 128度00分 1,800メートルの点 47 へから 92度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	ふ・46、46・47、47・への3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、さば定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

第2 免許予定日

平成25年9月1日

第3 申請期間

平成25年6月1日から平成25年7月1日午後5時まで

第4 存続期間

1 共同漁業権

平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

2 区画漁業権

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

3 定置漁業権

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

第5 申請書提出先

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部漁政課

備考

この告示による共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、次の場所に備えつけて縦覧に供する。

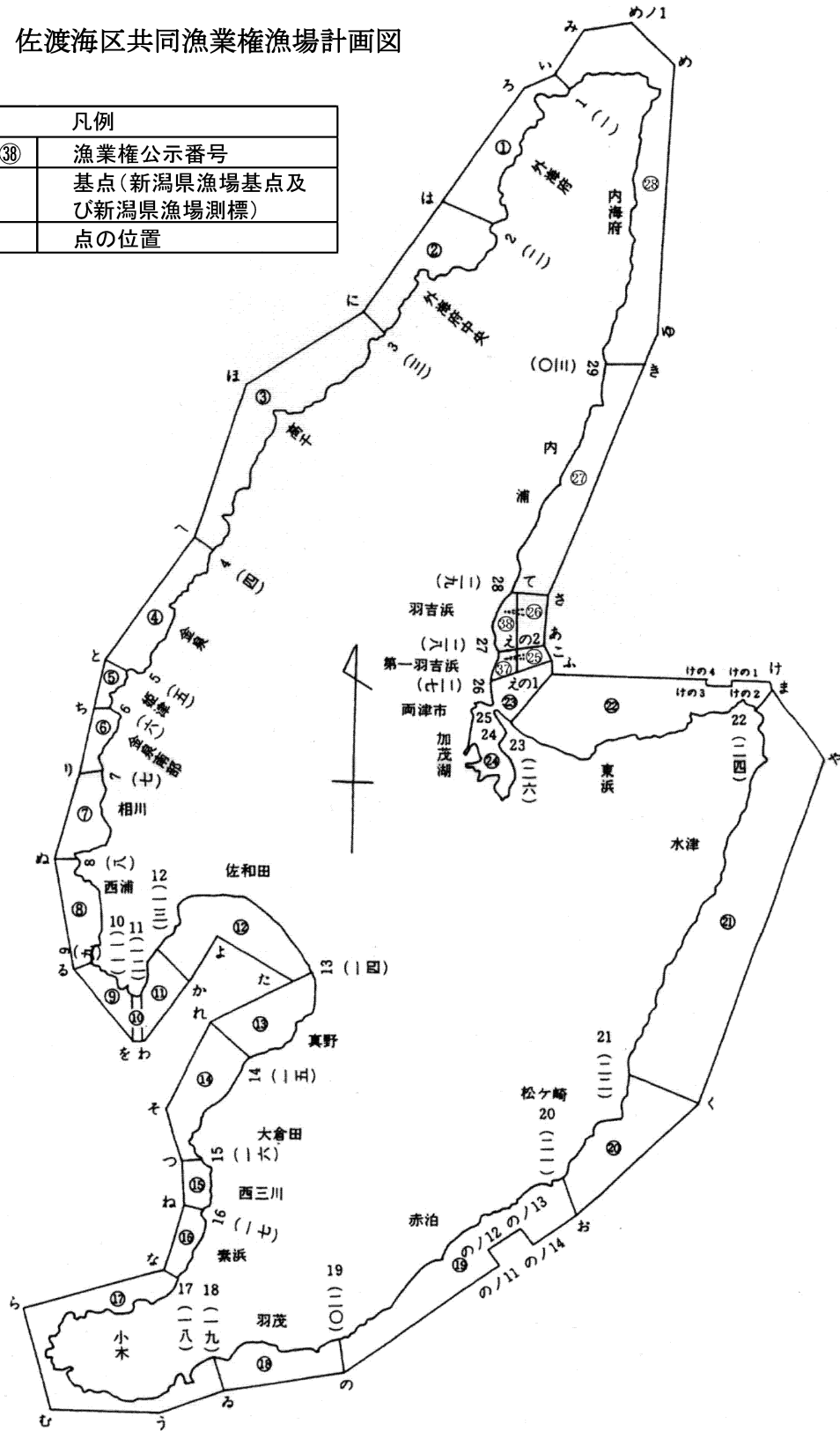
新潟県農林水産部水産課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部(水産庁舎)

佐渡海区漁業調整委員会事務所

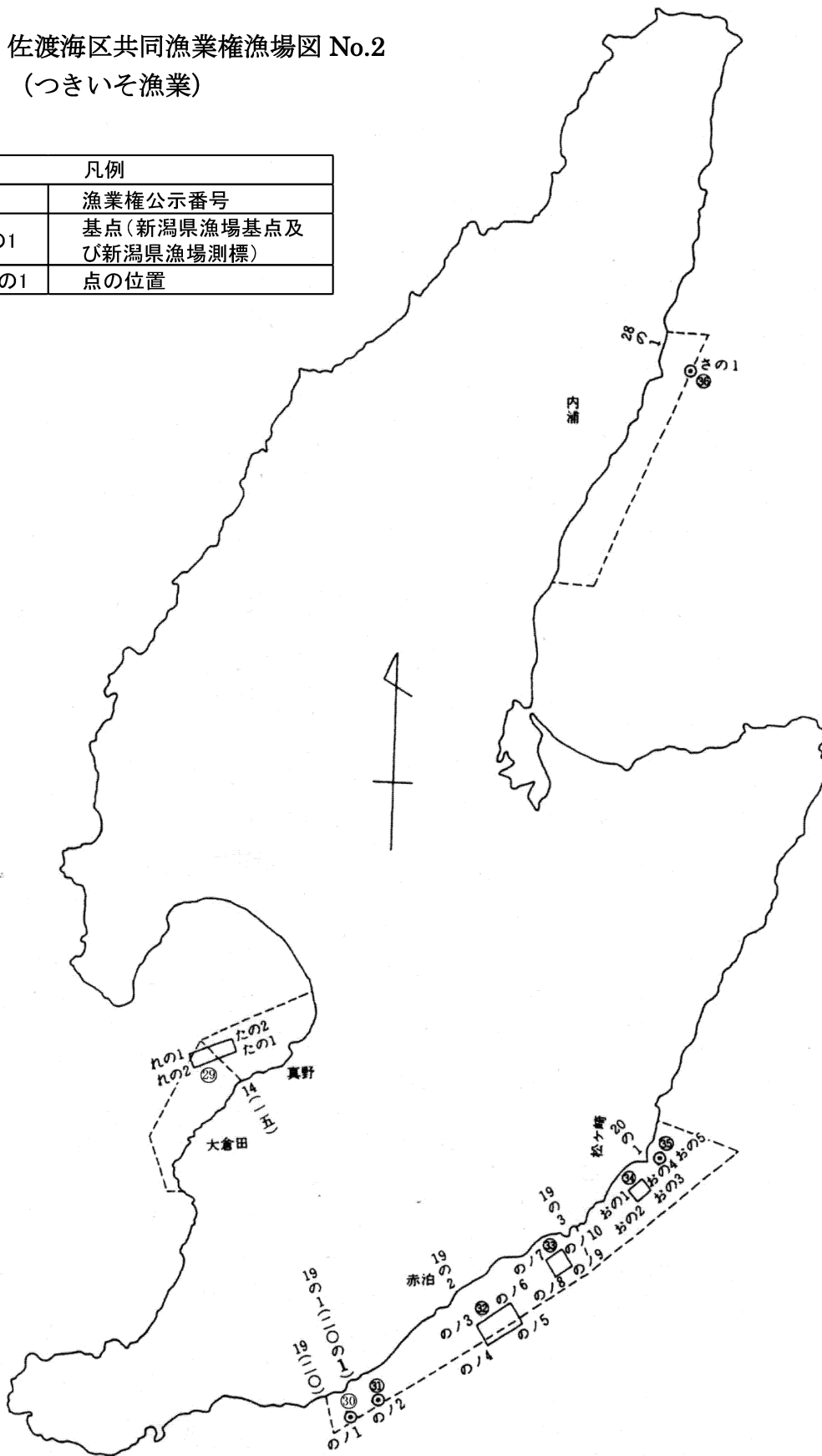
佐渡海区共同漁業権漁場計画図

凡例	
① ~ ②⑧、③⑦、③⑧	漁業権公示番号
1 ~ 29	基点(新潟県漁場基点及び新潟県漁場測標)
い ~ み	点の位置



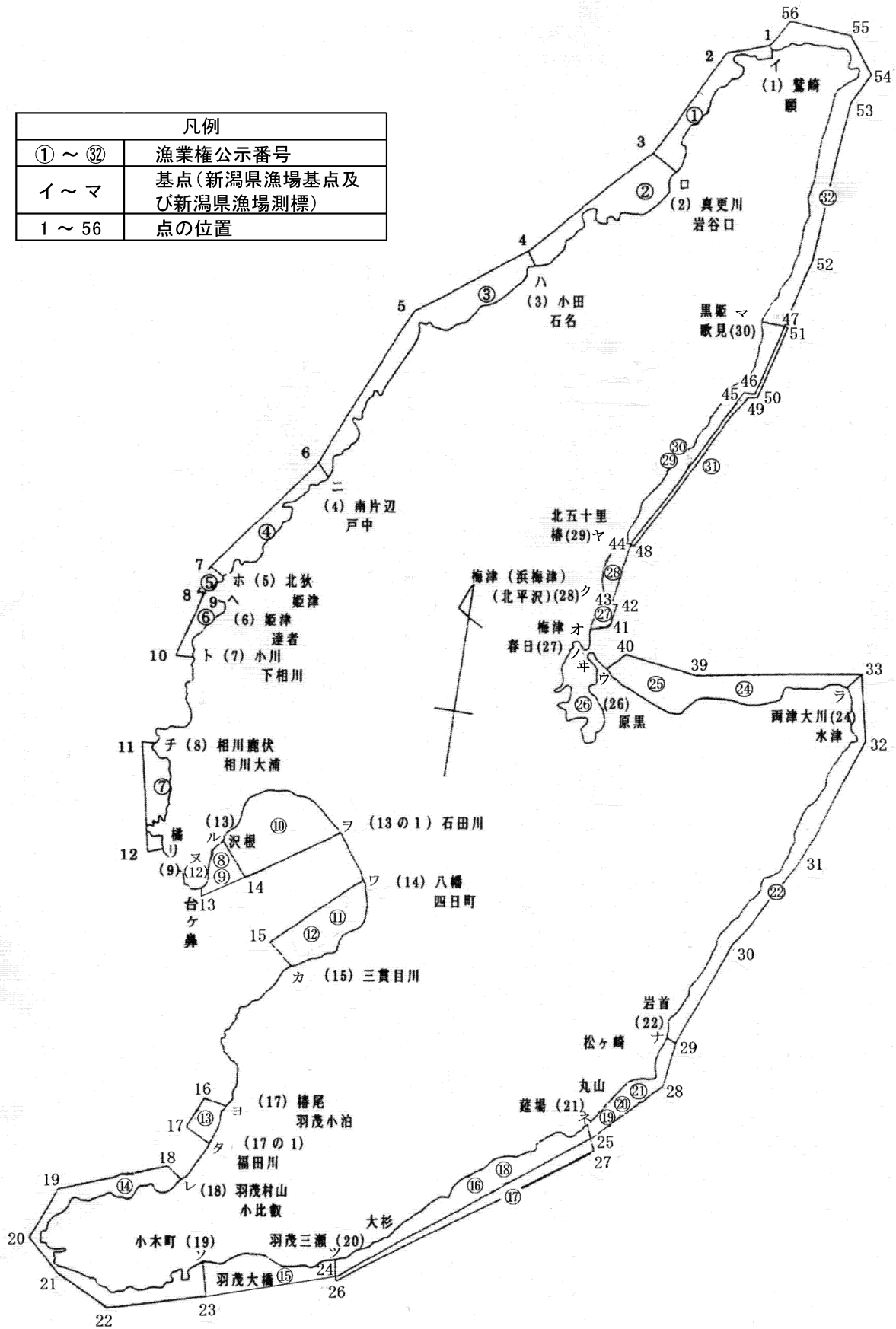
佐渡海区共同漁業権漁場図 No.2
(つきいそ漁業)

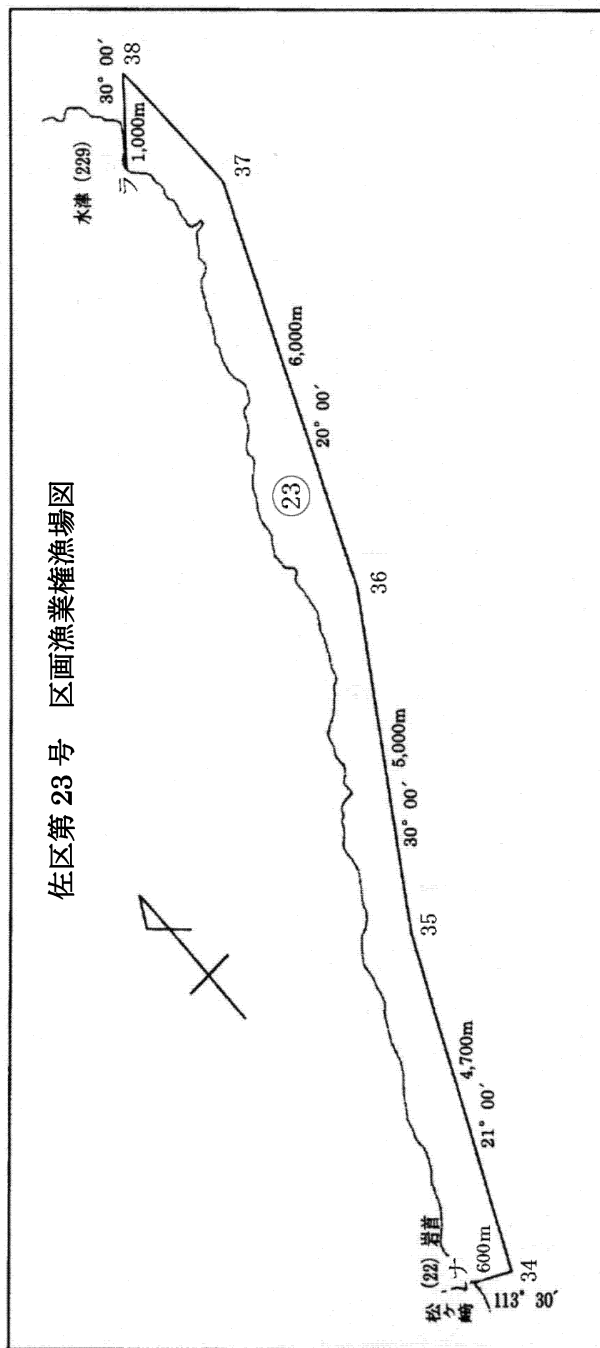
凡例	
㊦㊧㊨	漁業権公示番号
14 ~ 28の1	基点(新潟県漁場基点及び新潟県漁場測標)
たの1 ~ さの1	点の位置



佐渡海区区画漁業権漁場図

凡例	
① ~ ③②	漁業権公示番号
イ ~ マ	基点(新潟県漁場基点及び新潟県漁場測標)
1 ~ 56	点の位置





佐渡海区定置漁業権漁場図

凡例	
①～⑳	漁業権公示番号
あ～へ	基点（新潟県漁場基点及び新潟県漁場測標）
1～47	点の位置

